

令和3年6月9日(水曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮川徳光	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

7番 矢野依伸

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室	西村康弘
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和3年6月第18回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和3年6月9日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和3年6月9日  
午前9時00分開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく申し上げます。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

矢野依伸君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

本定例会の初日の質疑において、答弁が十分でないものがありましたので、ここで答弁を求めます。

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

少しお時間いただきまして、先日の議案第13号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算に対する矢野昭三議員の質疑に対して、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

ご質問の、緊急輸送道路等沿道建築物耐震事業補助金につきましては、補助金交付要綱によりまして、事業完了後の実績報告書に添付する書類としまして、請求書または領収書の写しとされております。

従いまして、本補助金におきましては、この要綱の内容により、事業完了後の請求時に申請をいただければ、費用を町の補助金が入った後に請負業者に対して支払うことができる内容となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで、情報防災課長の発言を終わります。

陳情第20号については審査未了となりましたので、議題としないことを報告致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

6番（山本久夫君）

おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

私、1問だけですので、簡潔にお答えをお願いします。

まず、佐賀支所の移転についてということですが、これは、佐賀支所というのは通常、平時の場合は今の支所で業務を行うということですが、L2クラスの災害時には、対応拠点を設けて対応するということになっております。そのことにつきまして、両方を含めて、移転機能も含めてお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

震災以来、もう早いもので10年がたちます。この間、黒潮町におきましては、ハード面とかソフト面、かなりの事業もやりまして、その対応とか対策、かなり進んで、今一安心というか、ちょっとほっとしているよう

な状況ではないかと考えます。

その資料につきまして、現在、そのL2クラスの災害があった場合には、役場機能の移転先としまして、拳ノ川の保健センターを代替地とするか、その対応拠点として役場機能を維持するということになっております。

このことは、拳ノ川保健センターが要は復旧復興の中心になるわけですが、本来、この災害のことを考えれば、今の佐賀支所におかれましても高台移転が理想であり、また、言えば、町役場支所の周辺を造成し、宅地造成も兼ねてやる。それが理想的なことやないかとは考えますが、なかなか、そこの適した土地、また町民の利便性を考えると、なかなか短期間で解決するような問題ではないということは十分承知しておりますが、その間、じゃあ何もしないでいいのかということにもならないわけで。この災害が起きてからかなりの時間があって、落ち着いて、佐賀支所の機能は取りあえず対応拠点を置いておれば、取りあえず対応できるということもあって他の事業に専念された。避難場所であったり、避難道であったり、避難タワーであったりと、そういう事業面に抽出した事業を展開してきたわけです。

ちょっとゆとりができたと言ったら語弊ではありますけど、このほっとした期間の間、再度、その対応拠点を含めて、この高台移転を含め支所の方向性いうのをもう一度考え、再構築、考慮するとか、そういうことが必要ではないかと思って質問するわけですが。

現在、その役場機能が、果たして佐賀支所において現状維持で、現在の対応拠点での対応とすることが最善の方法かどうか。

また、移転を含め、対応拠点の見直しをすることが必要ではないかと考えますが。

そのへん、町長、どうお考えかお聞きしたい。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山本議員の、佐賀支所の移転についてのご質問にお答え致します。

佐賀支所の移転につきまして、ご質問の趣旨は、施設移転と災害時の機能移転の2面からだったと思いますので、そういう方向でお答えさせていただきたいと思います。

まず、佐賀支所そのものを移転する施設移転につきましては、平成26年3月議会で、当時の藤本議員の一般質問に対して、町としては財政的な総合判断が必要で、佐賀支所につきましては、耐震補強も終了し、当面は近隣に避難空間の整備を講じることで対応し、支所の具体的な移転計画は持ち合わせていません、という答弁をしたところでございます。

耐震の工事は、平成22年度に実施しております。黒潮町の公共施設は、黒潮町公共施設等総合管理計画により管理しておりますが、その個別施設計画の中では、佐賀支所の今後の在り方としては、雨漏り対策の外壁工事等を行い、施設の長寿命化を図る。利用頻度の多い、庁舎トイレのバリアフリー化を行うとしており、それに基づき、令和3年度に、大規模な外壁工事およびトイレの改修等を行う予定でございます。

ただ、基本的な方針の中では、施設の建て替え、複合化、集約化、長寿命化等の検討を行うとしていますが、現段階においては、建て替えや移転の具体的な計画は持ち合わせておらず、試算中であり第7次の黒潮町財政シミュレーションの中にも組み込まれておりません。

今後、黒潮町公共施設等整備計画と財政シミュレーション等を検討する中で、考えていかなければならない課題であると考えております。

それから、災害時の機能移転についてお答えさせていただきます。

災害時の対応につきましては黒潮町地域防災計画に定められておりますが、風水害等の一般災害の場合は佐

賀支所が災害対策佐賀支部となります。ただし、議員おっしゃられましたように、南海トラフ地震が発生した場合は、津波浸水想定区域外の拳ノ川にある総合保健センターが災害対策佐賀支部となり、応急機能が移管されます。その際には、1カ月をめどに、黒潮町業務継続計画、いわゆるBCPに基づく応急対応を行いながら、徐々に日常業務の再開をしていくようになります。

当面のところは、以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

はい、どうも。

町長、具体的には支所の移転というのは考えてないと。しかしながら、将来的には考慮もしなくてはならないというようなご答弁やと思いますが。

その支所についてはですね、その耐震も確かに大事でございます。しかし、耐震をして倒壊しなかったから助かるという話ではなく、その後は津波が来るわけで。その津波で浸水ならいいんですけど、まあ言えば佐賀支所なんかは水没なんでね。まあそういうことを考えれば、どうしても移転するのが得策であろうし、最大の防災対策につながるというように考えます。

今のところ、なかなか厳しいもんがあってできないということですが、宅地造成なんかについても、かなり要望もございます。そうしたことを考えながら、何とかそれを具体化する中で、支所の方向性いうのを見出すことも大事やないかと考えます。そのへんを考慮した計画をぜひ立てていただければと思いますが。

それと、対応拠点については、BCP的にはという話もございました。ただ、BCP的に考えると、まず職員が参集できることも不可欠な条件です。そして、ある程度の面積も要ります。そして避難場所にもなるわけで。そうしたことを全体的に考慮したら、拳ノ川の今の保健センターでいいのかどうかいうのは、やっぱりもう一遍再考しなくてはならないんじゃないかと。

それと、役場職員の職員数も、参集する職員はどのくらい来れるかということも、BCP的には町長、考えなくてはならないわけで。今の実態でいくと、かなり職員数も減っているというのは事実でございます。それが災害時に集まるということを考えると、より一層厳しい状況にあるということです。人口は3,000人近くおります。他の町村、小さい町村くらい人はおるわけで、その対応を支所でやらなくてはならないというのは現実的です。やがては本庁がバッグアップしてやるようにはなると思うんですけど、そのへんを考えると、災害時のときには、もう最大限のというか対応を考えたことをしてないと、まず、対応できないんじゃないかと思えます。

その、町長が言ったBCPは大事なことで、継続するために事業、役場機能を継続することで大事なことです。そうしたことから、ぜひですね、対応拠点の少なからず、今の支所が高台移転とか、ほかに移転場所が到底時間がかかって無理いうのであれば、対応拠点を再度検討することは重要やないかと、そういうふうに考えますが。

再度お伺いします。対応拠点は今のままでよろしいですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山本議員の再質問にお答えさしていただきたいと思えます。

まず、大規模災害の場合のことを想定して、拳ノ川の保健センターに災害対策佐賀支部が起こった場合、BCPの今の想定で、参集できる職員は約60パーセントの職員、人数にすると34人ぐらいが、6時間以内に集合で

きるといような計画を持っております。

そして、2週間から1カ月、2週間以降になると90パーセントの職員、55人が支部に集合できるというように試算しておいて、そして、応急対応をしていかなければならない。非常に厳しい状況にあることは間違いありません。

ただBCPというのは、先ほども申しましたとおり、1カ月の計画でございます。1カ月たつと、だんだんと徐々に元の業務に戻していくというのがBCPの計画でございますので、そうするとその後、通常の業務を取り戻していかなければいけない。そうすると、やはり議員おっしゃられたように、いつまでもその保健センターの総合支所が、将来にわたって佐賀支所の役割を果たすというのは少し無理があるんじゃないかと思っております。

先ほど答弁の中で、黒潮町公共施設等総合管理計画の基本的な方針の中で、基本的には、施設の建て替え、複合化、集約化、長寿化等の検討後のということをしておるとおり、状況を判断しながら、災害時が来てからなのか、あるいは来るまでなのか。災害はいつ来るやら分からないわけですから、そのことは続けて検討していかなければならない課題だと認識しております。

また、今後、被災したことを想定した事前復興の検討というのも、今後課題であると思っておりますので、その中でも佐賀支所についても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

町長、対応拠点への参集するのに、職員が60パーセント集まって34人くらいが6時間で来れるという、今予想されてるとい、計画的にはそういうことですが。

実際、その参集するのに大変、一番大切、自分たちの安否確認であつたりそういうことから始まっていくわけで、BCPというのは。大変時間がかかるんで、6時間というのは結構短時間ではないかなというような予想がします。

あと、道路の警戒計画もそれと一緒に、なかなかどうやって来るのか、歩いて来るのか、自転車で来るのか、車で来るのかと、いろんな方法があるわけで。そういうことを網羅して6時間というのであればいいんですけど、その実際34人が集まれるかどうかいうのもまた、その僕が言いたいのは、そういうことを含めて考えてほしいと。

それと、町長が言われた、対応拠点で1カ月、拳ノ川の保健センターで1カ月業務、対応というか、災害の対応をして、あと、後は一般業務に移行していくという方向です。でも、保健センター自体が一般業務がする所でございますので、そこへ被災者が集まり、役場機能果たすというのは大変、誰が考えてもちょっと普通ではないと。利便性も欠けている。

それから、町民、被災地は、どっちかいうと佐賀地域になってくるわけです。津波に対しては。そうなる、そういう利便性を考えるとある程度位置的なことも将来は絶対、対応拠点は考えなくてはいけないと思うんですが。

そのへん、町長、対応拠点を今のまんま、今後検討するかしらないかだけ、答弁をいただけますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山本議員のご質問にお答えしていきます。

佐賀支所の機能についてご心配の質問ですが、恐らく、南海トラフ地震が起こったときはですね、ほんとに通常の状況ではないと思います。BCPは、できるだけ優先する業務を絞り込んでやっていくわけですが、当然、今の計画がベストとは思っておりません。これからも引き続き検討しながら、この内容を高めていく必要があると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

以上で、質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、3つほど質問させていただきます。

まず、1問目ですが、情報通信事業のインターネットの電波について。

これは、3月議会で宮地議員からも質問されていましたが、前回の答弁で、令和2年10月1日より、ネット速度を今までの1.5倍に増速し、帯域不足が一定解消されたと考えているとっておりましたが、その後のネット環境や、速度などの改善はどうなっているのか。

令和2年の9月末までは、IWKや情報防災課に、インターネットについての多くの苦情の電話などがかかってきたと聞いておりますが、その後、昨年10月1日より、ネット速度を1.5倍に増速したことでネットの速度が一定解消されて、その後は苦情の電話もほとんどなくなったとっておりましたが、今年に入って、曜日や時間帯などによって、また、ネットのつながりが遅くなってきているように思いますが、現在、苦情の電話などはどうなっているのか。

また、今から先、ネットの利用者はますます増えてくると思いますが、さらなるネット速度のアップや、他のネット業者の介入などはどう考えているのか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは吉尾議員の、インターネットの電波状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

当町で提供している黒潮町光ネットワークサービスにおきましては、令和元年度の後半ごろから大幅な帯域不足が発生することになり、回線速度の著しい低下により、利用者の皆さまに大変ご不便をお掛けしていたところでございます。

こうした状況により、令和2年度予算では議会の皆さまのご承認をいただき、10月よりインターネットの速度の大幅な増速に着手することができました。増速後は、それまでの1.5倍の帯域を確保しており、帯域不足が一定程度解消されたものと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染予防のため、新たな日常の定着によりまして在宅時間が増加することにより、わが国における一契約当たりの通信データ使用量が、それまでより約52パーセント増加している状

況です。

さらに、供給される情報等の多様化によりインターネットの需要が増大しており、加入者も増加しております。日々使用されるインターネットの通信データ使用量も、提供されるデータの大量化により、また、基本システムのアップデートや人気ゲームの発売などにより帯域が不足し、速度が低下する日も発生しているところ

です。加入者の増加や、一契約あたりの通信データ使用量は今後も増加することは確実であり、近い将来には一時的なものではなく恒常的な帯域不足に陥るものと考えております。

インターネットサービスは、現時点では、社会全体で均一に維持され、誰しものが等しく受益できる公共的なユニバーサルサービスとはされていませんが、生活基盤を構成する重要なインフラの一つと考えております。

情報通信は日々進化し続けており、将来的に発生する帯域不足については、大きな危機意識を持っているところでございます。その解消に向けては、抜本的な見直しも必要だと考えております。

今後を見据えますと、現在のインターネットサービスの提供では、データの大量化、高速化に対応が困難な状況も考えられることから、住民サービス向上を第一とする観点によりまして、公設公営の見直しを含め、専門家の意見を頂戴しながら、さまざまな選択肢について検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10 番（吉尾昌樹君）

これからは、ネットでのゲームや買い物などもかなり増えてくると思いますので、今言ったように、いろんな面で、なるべく利用者に、そういったネットでの不満を与えないようにしてはかないと思います。そういう苦情に対しての早めの対応をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、2 問目の質問に移りたいと思います。

2 問目は、避難所への道路幅と避難灯についてです。

出口、田野浦の合同避難所になっている三浦小学校への町道から正面入口の上り坂になっている進入路が狭く、避難時や避難後の災害物資の運搬時などにも、車のすれ違いなどができず、支障を来す恐れもあるということで、いつ来るか分からない災害のためにも、早急な対応をお願いしたい。

また、同じ正面と裏。裏というのは、田野浦側から入る上り坂になるんですが、両方の小学校への上り坂には街灯もなく、夜間の避難時に暗くて危険なので、街灯か避難灯を両方に何灯か設置できないか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは吉尾議員の、避難所への道路幅と、避難灯についてのご質問にお答えしたいと思います。

三浦小学校は、地震津波時における避難場所、避難所として指定されておまして、進入路は田野浦、出口地区から避難される方が利用されることが想定されます。

黒潮町地域防災計画では、発災直後に津波から迅速に避難する方法は、自動車避難をすると渋滞の発生等により避難が困難になることから、原則徒歩としております。

三浦小学校の進入路を緊急避難する場合の徒歩として考えますと、多くの方が避難する状況であっても、十分な道路幅員が確保されていると考えています。また、その後の避難所として使用する場合の車両の通行につ

いても、進入路として、学校での通常に使用され乗り入れられていることから、現状では問題ないものと考えております。

街路灯につきましても、裏側には避難場所誘導看板とソーラー充電式の照明があり、平時、災害時とも、照度については問題ないと判断をしているところです。

一方、正面側の進入路につきましては、照明は町道付近に街灯がありますが、照度が十分な状況とはなっていません。しかしながら、進入路入口まで避難した段階で浸水区域外になっていることから、幅員のある正面側は、道路状況等を確認して平時の通行と同様に、慌てることなく移動する状況にあると考えられます。

そうした状況にあることから、避難時の影響を夜間避難訓練で検証するとともに、平時での夜間利用の安全面を考慮し、設置の必要について教育委員会とも協議の上、検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10 番（吉尾昌樹君）

今の答弁ですと、まだ、ほいたら道を広げる必要はないということなんですか。

そしたら、あの上がり口がちょっと側溝になっておりますが、側溝にふたをすとか、危ない面をちょっとカバーできるような方法は考えてくれますでしょうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

吉尾議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、三浦小学校の入口に関しましては、他の避難場所と比べましても道路幅員が広くて、そこが通行上、徒歩として通行する中では十分な幅員が確保されていると考えています。

また、先ほど言いましたように二次的に避難する、あそこに行った時点でもう浸水区域外になっているので、慌てることなく避難できる状況にはなっていると考えています。

ただ、夜間利用に対して危険があるということであれば、そこに対しては点検もしながら、必要性があれば改善していくということで考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10 番（吉尾昌樹君）

街灯なども含め、利用しやすい安全な方向に持っていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、3 番目の高台移転時の前住屋の固定資産税についてお聞きします。

津波から身を守るため、低い所に建っている今の自分の住屋は、津波が来れば流されてなくなってしまう。津波避難をしなくてはならなくなる。今、町長が計画をしておられる高台団地などができ、また、ほかにも小規模な宅地などが多くでき、高台に家が建てれるようになれば、避難の必要もなくなる。そういう思いで、高台に家を建てたとき、今まで住んでいた家と新しく建てた家、両方に固定資産税が掛かり、支払いが大変になるので、何とかならないか。

黒潮町も、今の低い所に家はあっても、これからそういう方たちが多くなってくるのではないかと思われま

すが、そうなったとき、どちらかの固定資産税の減免が少しでもできるようにならないか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、吉尾議員からの一般質問にお答えを致します。

津波から身を守るために、低い所に建っているご自身の家から高台に家を建てたときに両方に固定資産が掛かるが、どちらか少しでも減税措置がないかのご質問ですが、まず簡単に、固定資産税についてご説明をさせていただきます。

固定資産税は、土地や建物、また償却資産などに対して掛かる税金でして、種類としましては、地方公共団体に納めていただく地方税となっております。

また、固定資産税を納付する義務のある方、納税義務者として、1月1日現在の所有者として、課税台帳に登録されている方、となっております。

吉尾議員によりご質問のありました、少しでも減税措置はないかにつきましてですが、議員がご質問のケースとしましては、高台に家を建て、かつ、これまで住まわれている低い土地の場所も所有し続けるという場合だと思います。

この場合ですと、実質的に2軒の土地、建物を所有している状態ですので、現行の税法、また、町の税条例において、軽減措置や免除の規定とういうのはございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10番（吉尾昌樹君）

先ほども言ったように、今からは高台への移転などが希望される方も多くなってきて、今住んでいる家もそのままでという感じが、高台が多くできればそういう方も増えてくるんじゃないかと思いますが、この固定資産税というが、黒潮町ではそういう場合の免除はどうしようもないものでしょうか。

町長にちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、吉尾議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほど、住民課長がお答えさしていただきましたとおり、やはり、地方税法、そして町の税条例、これ法律は、町の判断では改正できません。

そして条例についても、この議会の場で承認もらうような手続きも要りますし、そういう面で、今の答弁としてはですね、なかなか困難であるというふうな答弁になります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

10番（吉尾昌樹君）

なかなか難しいということですが、またこれからそういう場面がいっぱい増えてくると思いますので、また、

変わった新しい検討もしていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

早いですが、これで質問を終わりたいと思います。

議長（小松孝年君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

この際、9時50分まで休憩します。

休 憩 9時 36分

再 開 9時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）。

それでは、通告した事項につきまして質問をさせていただきます。

1番目の、コロナワクチン等についてでございます。

さまざまな努力をしていただいているが、一日も早くコロナワクチンの接種を望んでいる希望者全員の完了日など、および体制整備を問います。

待ち望んでいる方については、情報が早く欲しい。自分はいつやってもらえるのか。そのへんの、行政は手の内へ持って隠さずに、積極的に情報を提供すべきであるという考えの下に立っての質問です。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の1、コロナワクチン等についてのカッコ1、ワクチンの接種を望んでいる希望者の接種完了日および体制整備について、お答え致します。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、調整中の部分もございますが、ようやく高齢者の日程調整が整いつつあります。

国や県からは高齢者のワクチン接種を7月末までに終了するよう求められておりますし、町としましても、7月末の終了を目指し調整を進めてまいりました。

ワクチン接種は、ワクチンが確保でき、接種する場所が確保でき、予診をしてくださる医師や接種して下さる看護師等がいて、この全部が整って初めて接種が可能となります。そのため、これまで医師会への協力依頼をはじめ各医療機関にも個別に依頼させていただき、看護師資格をお持ちの皆さまへのお声掛け等、可能な限りの準備をしてまいりました。

調整を進めてきた結果、町の高齢者の集団接種は、6月、7月の土曜日、日曜日に集中して接種をできるよう、日程調整ができました。

また、高齢者施設等につきましても、施設側と調整をし、医師は、施設の協力医療機関に依頼し、町の集団接種と位置付け、入所者および施設職員等への集団接種を全26回行い終了する予定としております。こちらも7月中に終了する予定でございます。

高齢者への集団接種が終了しましたら65歳未満の皆さまへの接種開始となりますが、こちらも高齢者同様に集団接種を中心に進めてまいります。高齢者の集団接種がもう少し進みましたら、接種券と申し込みのはがきを同封して送付させていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

町としましては、高齢者の集団接種を16回、65歳未満の方たちへの集団接種を16回、全部で32回の集団

接種を行い、12月中をめどに町内の集団接種を終了する予定でございます。

また、各医療機関で接種する個別接種につきましては、町内の医療機関と調整中でございますので、この点につきましては決定しましたら住民の皆さまに周知してまいります。

また、ワクチン接種に係る体制整備につきましては、町としましては、住民の皆さまへのワクチン接種を最優先課題と捉えております。そのため、全庁的に協力体制を整え、4月からシミュレーション等を積み重ね、住民の皆さまに安全にワクチンを接種いただけるよう体制を整えてまいりました。接種会場ごとに注意すべき点に違いがありますので安全確保の面では各施設ごとの対応にはなりますが、住民の皆さまに安全に安心して接種していただけるよう、職員全員で細心の注意を払いながら実施してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

通告は町長へしちゅうがですよ。課長やったときにね、また言わないかん。これはね、質問時間から差し引いてもらわないかん。時間は60分いうて決められちゅうがやき。だからそういうつもりでね、積極的に町長が出てもらわな困る。

で、合併当時の町長の発言としたら、情報開示を積極的にしますということは住民に向かって約束しちゅうがですよ。それがね、今課長が言ったようなことを何で、この町営のテレビ、あるいは回覧文書等々で知らずことができるのか、それが不思議ながですよ。なんぼ努力したいいうても、住民には伝わらん。

そこのへんはどうなんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問に私の方からお答えさせていただきます。

町長に、ほとんどの議員さんの質問は町長への質問となっておりますけれど、やはり全て町長が答えるやり方というのは今までも取ってないし、これからもそれぞれの課の方で、より詳しく、分かりやすく担当の方から説明をさせていただいて、そして、なお私が答弁すべきところはこれまでどおり答弁させていただきたいと思っております。

私が答えても、今の課長の答えは私の答弁の答えでございますので、ご了承お願いしたいと思います。

それから、情報は可能な限り、今までも、これからも出していきます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

合併当時の町長のうたい文句の中に、歴史を尊重し、ということが再三にわたって公文書として発行されてますよ。

佐賀町がやってきたがは、議会答弁は町長が先頭に立ってやった。一番に立ってやった。まず職員、課長が出るということはほとんどなかった。だからね、やってきた言われてもね、両町の歴史を尊重し、まちづくりに励むということを町長は言うちゅうわけよ。それはここの合併関係の書類の中に全部載ってますよ。それ1回だけやない。歴史というたら何かうっとりするような感じになってくるけど、私はそのつもりでおったけど、どうもそのへんがおかしいなと考えゆう。

やっぱり職員の士気を高めるためにもね、町長が分かっても分からなくても1番バッターでやらないかん。それを、お前ら行ってこいやいうてやっちゃって、ちょっと形勢が悪いな思うたらまた反対からこうやるとか、そういうことになるね、士気が上がらん。それはね、町民も全部見ゆうわけ。

だから、そのへんについてね町長、まあ一回聞きますよ。先頭にまず立てって答弁することがあるかないか。課長が行って、お前ら行ってこい式でやるとよね、これは課長もしんどい。そのへんはね、わしはちょっと分かりかねるき、まあ一回町長の姿勢、確認させてください。

議長（小松孝年君）

矢野君、質問の趣旨が違うがやけどね。

（矢野昭三議員と議長との間でやりとりあり）

暫時休憩します。

休 憩 10時 01分

再 開 10時 02分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは、2番の戦没者追悼式について質問します。

令和3年3月20日、戦没者追悼式が厳粛に挙行されました。平和で繁栄するわが国、県、町の礎になられた多くの先人に心より追悼の誠を捧げ、再び戦争がない社会を構築するために努めなければならないと考えております。

そして、今年中学生による平和作文で戦没者追悼式典に寄せて思いを述べていただきました。感謝致しております。

それですとね、そのカッコ1の、広報での追悼式のご案内などについて問います。

これは、今年の2月の広報に、その式典のご案内の記事が載っております、全22ページ中の14ページ目の下段、それからせんだって出ました6月号でも、これ24ページ分の17ページ載っちゃうわけですね。

先の議会のときにも町長に問いましたけど、そのときも従来の追悼式の式辞については課長が詳しいということで出たんでしょうが、新年度にある、今年の3月にある分についてはどうのお考えですか言うたら、それについても課長が出て答弁立った。これは私はね、式辞の内容から判断しても、このやり方については私は理解しがたいところがございますが。

町長、これどういう考えですか。

議長（小松孝年君）

1番の、広報の追悼式の案内についてですとね。

（矢野昭三議員から「案内等いうて書いちゃう」との発言あり）

まず、案内について。そっちで答えてください。通告書の1番について答えて。

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の2、戦没者追悼式等についてのカッコ1、広報での追悼式のご案内等について、通告書に基づきお答え致します。

戦没者追悼式につきましては、当該年度の2月の広報に、その日程等について掲載しご案内しております。

また、ご遺族の方々への周知につきましては、遺族会の各地区代表の方にもご協力をいただきながら、ご案内しているところでございます。

しかしながら、ご遺族の皆さまがご高齢となり、追悼式への参加が困難な場合も多くみられるようになりました。そのため、追悼式への参加者について、遺族会との協議を行い、平成30年度からは遺族以外の方にも幅広く参加していただけるよう、広報2月号から3月号にかけて、日程のご案内やバスの運行予定表を掲載しております。併せて、開催月3月に、地区の回覧や告知端末での周知を行っております。

住民の皆さまに広く周知をし、参加していただきやすいよう調整しておりましたが、令和元年度の戦没者追悼式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があり、参加者の安全を第一に考えまして、令和元年度戦没者追悼式は中止としております。

令和2年度につきましては、規模を縮小しての開催と致しましたので、ご来場いただく方を限定してご案内をさせていただきました。そのため、これまでのような広報活動はできておりません。

今年度以降につきましても、戦争で亡くなられた方々やご遺族の想いが後世に継承できるよう、広報や戦没者追悼式の在り方について遺族会と協議を重ねてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

この式辞の内容については大変重たいんですね。言葉は、町長の。

で、国がやっても、総理の追悼式辞とか衆参の議会、議長の式辞等を新聞でよく公表されておりますが、やはり黒潮町においても、この式辞の内容から判断してもですよ、町長の。これ、22ページ分ある中の14ページの下の段へね、これ載せるような、ご案内状なんですよこれ。これ町民向けに発行しちゅう書類。こう。そのようなお考えですか。ちょっと僕には分らないので、何でこれ。私はね、1番表紙へ出る、あるいは1ページへ出るようなことではないかなあと。表紙、1番目に出るがが当然のことであるというように私は考えておるもので、その点が理解できないので、それで22分の何で14ページですかと、ことを言ったわけです。

このへんはどうです。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

広報につきましては、基本的に皆さまに分かりやすいようなご案内となるように考えて構成をさせていただいております。

その中で、一応基本構成としまして、表紙の辺りにはイベントや季節の風景等、その月のメインとなるものを掲載したことの流れから始まり、その次に、町の出来事やくろしお子どもニュースなどの連載記事等を掲載をさせていただいております。

そして、役場からのお知らせという形での一連の流れを、一応構成として作らせていただいております。その中で、ここ数年、追悼式のご案内につきましてもこの役場のお知らせの中で構成をさせていただき、そこに記載をさせていただいているということになります。

また、これもできるだけ分かりやすいということも含めまして、2回にわたったり3回にわたってご案内を申し上げたりしております。

また、これにつきましては、議員のおっしゃられますように今後、担当課とも協議もしながら、そういった皆さんにより分かりやすい、参加していただきやすいお知らせとなるよう、配置等も含めて検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この1ページはね、だからご案内のこの項目も全然、見出しもないわけね。ない。

だから、次にやったその中学生の作文についても、これずうっと開けていかな分かんわけよね。だからそういうのも、やっぱこの前の所へその項目入れていただくようによね。こんにちの平和と繁栄という部分が欠落せんようによね、そこは一番前に来る問題やと私は考ちゅうので、以後そのように取り組んでいただきたいと思います。

それから次へいきまして、このカッコの2番ですね。

戦没者顕彰石碑をはじめ、通路や連絡道路の整備などにどのように取り組むか問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野議員の2番、戦没者追悼式についてのカッコの2番、顕彰石碑等に通じる道路等の整備についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、昨年の12月議会、またそれ以前の議会において議員から同様のご質問がなされ、答弁と致しまして、慰霊碑等に通じる道としてではなく、各地区にある赤道などの法定外公共物の維持管理と同様に、毎年提出される地区要望に基づき、当面は地域整備事業の予算の範囲内で対応したいと考えている、というふうに答弁を致しました。この方針は現在も変わってはおりません。

従いまして、今後も他の地区要望と同様に、地域整備事業の予算で実施したいと考えております。

次に、周辺の草刈りについてです。本年度の当初予算に維持管理費を認めていただきましたので、先月、作業委託を予定している町シルバー人材センターと協議を行い、8月のお盆までに本年度第1回目の作業を行うことになりました。なお、年度内にはもう1回行う予定であります。

従いまして、以前よりは一步踏み込んだ対応をしていると思っているところであります。

遺族の高齢化や町外転出等によりまして、地区に残る戦争遺産の維持管理が難しくなっていることは議員ご指摘のとおりであります。従いまして、当面は地域整備事業などの既存事業を活用しながら、今年度から行う草刈り等を行うことにより、遺族や地域の負担軽減を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

そのあたりがどうも分かりにくいのがね、地域要望があったらやる、なかったらやらんという、そのそもそこらへんの考え方が分らんのでずうっと言いようがですよ。

元は、行きたくて行ったわけじゃないがですよ。命令があって行ったんですよ。だからそのところをよく踏まえて、こんにちの平和、豊かさ、我々は享受さしていただきゆう。そのところがどうもね、要望があつ

たらやるとかいう考え方がちょっと理解できないね。だから初めから言いゆうでしょう、追悼式のあいさつはどうであったのか。それを覚えちよりますかね。課長が詳しいということで課長が出てやりゆうけんど。

課長、こんにちの平和、礎なられた。自ら立候補して行ったわけじゃないがですよ。それ、どう覚えちよります。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

先人の尊い命の犠牲において、こんにちの平和が享受されておるということは理解しているつもりであります。

議員ご指摘の、部落から、地区から要望があったら動くのかということについては、例えば昨年度、川奥地区について同様な事例が発生して、現場に行って確認したところ修理が必要だという判断をして、地域整備事業の予算で修理をしたということもあります。

基本、全部のその集落に向いていってどうですかどうですかというのは現時点ではできておりませんので、やはり地区の区長さん等から、ここがこうなっちゃうよというふうに相談を受けた時点で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今までの議会答弁の中では、遺族会に相談し、まずお考えを伺うという答弁があったと思います。

で、それについては、しかしご遺族いわれても転出されておる方がいらっしゃるし、他界された方もいらっしゃる。だから、守ることもなかなか大変になってきておる。しかし、地域、部落としても、その維持管理には努めゆうわけですので。そして、心ある人は毎年、その維持管理に汗を流していただいております。

その実態を行政がどればあ把握しちよりますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

繰り返しになりますけれども、現在のその日本の平和というのは、先の大戦等の苦しい、苦い経験の上に成り立っておることはご承知のとおりであります。

その恩恵を受けて、現在、我々生活しておりますので、そのことにつきましては十分認識をしているつもりであります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

12 月議会やったかな、じゃあどういふふうにやりますか言うたら、県の要綱が決まってからやりますよいう話やった、答弁は。一般質問の答弁。以来、県議会が 3 月議会で可決成立しちゅう。予算が。今、4 月、5 月、6 月や。

この間、黒潮町は何をしましたか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

繰り返しになりますけれども、軽微な修繕等につきましては、先ほども申しましたとおり集落整備事業でやります。

で、県の要綱ができておりますので、例えば平和公園の建設であるとか、そういう大規模な予算を伴う事業につきましてはそういう事業の導入も検討致しますけれども、現時点においては地域整備事業でやっていくという方針に変わりはありませんので、それでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

いや、この話はね、県の予算が要綱が決まるまでに行って、黒潮町の実情を伝えて黒潮町に合う要綱要領を作ってもらってくださいよと。そうした方が仕事がしやすいという話をしたんですよ、12月には。議事録見てください。

で、そのときの答弁として、3月議会で県の方は対応しておるので、県が決まり次第それに取り組みますという話ですよ。今の答弁はね、全部受け身になってしもうちゅう。積極的にやってくださいよという質問をしたときに、いや、新年度へ入ったからやりますよ、いうていう話ながよ。新年度へ入って4、5、6じゃ。

新年度へ入ってから具体的に、黒潮町は何しましたか。また聞きます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

新年度につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり草刈り等を行う予定でありますので、その予算措置ができておりますので、お盆までにはやりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それはね、答弁なりよらん。

町長、町長も言うたがですよ。新年度へ入ってからやるということは町長の口からも出ちよります。12月議会で。議事録見てください。

ほんでね、ものすごいわし、ここが不思議なところよ。追悼式において式辞は、大変私はね、心打たれる式辞じゃと思って聞きよりますよ。町民もみんな、そうやと思うちゅうぜ。だから、私はこの広報へほんとは載せてもらいたかった。中学生が載せちゅうき、負けんようにね載せてもらいたかったけど、どうもそれができてない。

ほんでね、言うこととすることがどうなんですかいうことを聞きゆうわけよ。

町長これね、全然どうも、今の話やったら動いてないんですよ。新年度へ入ってからも。黒潮町としては新年度へ入ってからやります、動きますという話でしょう。それは、遺族の皆さんの声を聞き、各部落の声を聞

き、その中からだんだんこう積み上げていくべきやないですか。それが国費、県費でできるのか、あるいは町単経費でやるのか、その見極めは早うせないけませんよ。3月はもうじきですよ。今年もはや、もう6月。あと幾らもない。

その皆さんの声をね、どうやって集約するんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、先ほど課長が言いましたように、令和3年度、昨年と違うのは、昨年のヒアリングで遺族会の方から最も強く要望があったのが、墓の管理。しかも、草刈りに大変骨が折れるということで、一番にやはり年に2回ぐらいの慰霊碑の、顕彰碑の草刈りをしてほしいという意見がありました。

それに基づいて当初予算に、その最も要望のあった草刈りについて町で予算化して、そして、近いうちに1回目の草刈りをする予定でございます。

そして、先ほど矢野議員がおっしゃられた県の事業、これにつきましては4月から施行された高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱というのが制定されまして、これが県の新しい事業でございます。これにつきましても、事業はできましたけれど、ここで恐らく矢野議員が質問している道路や連絡道の要望でございますけれど、これがこの要綱の対象になるかならないのか。その場所とか県の要綱、照らし合わせなければなかなかよく分からない部分がございますので、これからそのような事業と、そして実際現場と、どういうふうに事業ができるのか。これは、これまでもやってきたとおり遺族会を中心にしながら、これからも引き続き協議をしながら、県の事業を使えるもの、そして国の。国の方では国内民間建立慰霊碑移転等事業というのがございますけれど、これは従来の事業でございますけれど。こういうものを組み立ててどのようにできるのか、今後、協議しながら検討をしていきたいと思っております。

4月に制度化できてからすぐ事業ができるいうものでもなくて、事業を精査して、そして予算を皆さんに議会で認めてもらわなければなりませんので、そういう通常の行政の積み上げで対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

町長、さっきの2回言うたけどね、その12月の議事録ではよね、2回目、あるいは3回、こう答えちよりますよ。だからね、2回で言い切ったら困る。

要するに、2回目であれ3回目であれ、その顕彰する施設がまさしく、その尊い命を失われた方を顕彰するためである。それにふさわしい維持管理ができようかえいうところが、ほんとは一番大事ながですよ。そのところををね、ちょっと町長は2回いうて言い切ったけんね、そうやないですって。12月議会は町長の口から、あるいは3回と出ちよる。そこはちょっと、私の方から町長の方にね、お伝えしておきます。

それから、制度については、その使えるもんがあるかどうか分かんいうことやけど。だから私は12月議会に、黒潮町の実情を県へ訴えて、黒潮町がやりやすいような要項要領を作ってもらうように努めてくださいということを、この質問の中で取り上げたわけですよ。ところが、今の話はものすごい後退しちよりますわね。今から調べるじゃいうて。出来上がってから動きますいう話では立ち遅れる、いう話はずっとしてきましたよ。だから、国、県を動かす存在であってほしいということを訴えましたわね、12月にも。それ受け身に回ったら

ね、なんぼでも時間が立つ。早や3月ですよ。間もなく3月が来る。すると来年度予算、この夏にはね、予算を作らないかんってくる。要項ができてからよ、その当年度に仕事ができず、来年度、要項ができて2年目にその仕事するとかいうのはね、それは私、これはちょっとね、もう少し前向きに、能動的に取り組んでいただきたいと思いますがね。

町長、どうですかこれ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、続けて矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

12月でしたかね、議会でご質問を受けて、そして県の方に私出向いて、担当記者とお話させていただきました。そして、うちの実情とかも担当部署を通じて後ほど資料も出して、町なりの要望を示してはきております。

ただ、判断するのは県でございまして、残念ながら町が言うことを全て、要は制度に挙げてもらえない場合が往々にありますので。そして、県の方で作った要項、これは事業費も制限されておりますし事業範囲も決められておりますので、現在のところは、その要項に準じたうちの整備計画を作っていかなければならないと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

町長、そこが町長の腕になるところで、そこを何とかという話をして訴えて、黒潮町がやりやすいように制度設計してもらうのは町長の腕、ということになるんですよ。

それは初めからずっと私は訴えゆうですけど、国、県を動かす存在であってほしいと。それは、私はずっと変わりません。その考え方は。まあ私個人の考えですけどね、そんなこと言うのは。だけど、やはり黒潮町100億強の予算を組んでおりますけど、やはりそれがどうすれば町益にかなうか、町の負担が少なくて済むのかいうことはよね、やはりずっと我々住民に分かるように取り組んでほしいですね。やりよらんとは言いませんよ。もっとやってもらいたい。

どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

おっしゃるとおり、全力でこれからも、この事業にかかわらず県へ、国へ要望して、町の、住民の意向に沿うような形を懸命に取り組んでいきます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それではカッコ3番の、戦没者顕彰石碑設置場所を遺跡・平和公園として位置付けるか問います。

この戦没者顕彰石碑というのは、既設のという意味です。ちょっとその既設の字を落としちよりましたき。

現在あるものについて、そういう遺跡または平和公園として位置付けする。

そういう考えがあるか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の、戦没者追悼式等についてのカッコ 3、戦没者顕彰石碑設置場所を遺跡・平和公園として位置付けするかについて、お答え致します。

町としましては、これまで町内の3遺族会と協議をしております。

議員の言われます遺跡や平和公園としての位置付けにつきましては、これまでの遺族会との協議をする中で、遺族会の総意としまして、今ある戦争遺跡を管理し、そのままの形で残してほしいというご意向がありましたことを踏まえまして、今後も遺族会のご意向を確認しながら、管理につきまして支援してまいります。

従いまして、遺跡・平和公園として位置付けるかどうかにつきましても、遺族会のご意向の確認が何よりかと思われまますので、引き続き、遺族会とともに平和への継承について、喫緊の課題を整理しまして協議をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それはいつまでにやる予定ですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

毎年、遺族会の方とは協議をしております。

従いまして、また調整をしまして協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

（矢野昭三議員から「答弁漏れよ。いつまでにやるかということ聞きよう分けよ。やるはやるで分かったけど、いつまでに協議しますか。遺族会との協議を」との発言あり）

また、遺族会の方と調整をさせていただきます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

だから、いつまでにそれをやるかということ聞きようがですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

いつまでに戦没者顕彰石碑設置場所のことについて検討するかということでございますけれど、この件につ

きましては矢野議員もご存じのとおり、これまでも繰り返し町と、それから遺族会の皆さんとお話をしてきました。

ただ、まだまだ遺族会の皆さんの意向、そして町の意向、まだまだ整理できておらず、いつまでにというふうな結論が出ておりません。

だから、引き続き今年も年内早いうちに、遺族会の皆さんとこの件につきましても協議をしていきたいと思っています。

この件に限らず、主に遺族会の皆さんと協議しておるのは大きく3つございまして、遺族会の存続、そして平和を継承する記念碑の建立、各地区に残る戦争遺跡の維持管理、この3点を中心に今も遺族会の皆さんと意見交換、そして方向性を検討しておりますので、今年度も続けて実施してまいりたいと思います。

なかなか、いつできるかというところまでの答弁にはなりませんけれど、そういうふうな状況でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

いつになるやら分からんというようなことでございますけど、遺族会の方にもいつになるやら分からんけんどうい声が届いたわけですので、町長、ここはね、頑張って早く取り組むようにお願いしますよ。これ、テレビみんな見よりますので。

いつになるやら分からんいうて言うたけどちょっと、いつになるやら分からんけんど早く、いうことをよろしくお願いしますね。

それからですね、その合併融和等についてですが。

1番目の、対等合併するとの約束の下、平成18年3月20日、黒潮町が誕生した。

佐賀、大方の融和の取り組みと、その実績を問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員のご質問の、合併の取り組みとその実績につきましてお答えを致します。

少子高齢化の進行、厳しさを増します行財政運営に加えまして地方分権の進展、高度化、多様化致します住民ニーズへの対応をするために合併が進められてきたものと認識をしております。

その取り組みを、新町建設計画の主要施策の計画に沿って、事業実績としてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、活力ある産業と進行交流のまちづくりについてでございます。

例を挙げるとすれば、農業では、農業公社設立による後継者育成の仕組みづくりの確立。

商工業では、ふるさと納税を含みます防災商品などの販路拡大を行ってきました缶詰製作所の設立。道の駅なぶらの新設、ならびにビオス大方の経営拡充。

観光に関しましては、天然芝と人工芝の施設充実によるサッカーを軸としましたスポーツツーリズムの推進。

思いやりのある健康、医療、福祉のまちづくりにおきましては、あったかふれあいセンターでの活動によります高齢者の生きがい施策だけではなく、地域の誰もが集まれる地域の小さな拠点としまして6カ所を設立してまいりました。

自然環境と調和の取れたまちづくりにつきましては、情報通信基盤整備に伴う難視聴対策によるケーブルテレビの敷設。国道56号の整備。社会資本整備交付金を活用しました町道整備。

そして、地震津波対策としましての防災事業の推進につきましては、200本を超える避難道とともに、6カ所の避難タワーを整備してまいりました。

この防災関連事業としましては、庁舎をはじめ保育所、小中学校などの公共施設の新設、耐震補強工事を進めてまいりました。

矢野議員が申されます融和を、うちとけて互いに交流することと捉えまして、その取り組みとその実績とするならば、防災関係のソフト事業、町の全職員が地域担当として地域の方々とともに計画を作り上げてきた取り組み、また、毎年、自主防災組織の皆さまが主催をしまして行います地区防災計画シンポジウムは、地域のつくり上げてきた活動を持ち寄っての交流の場となっております、それぞれの地域がうちとけて、互いに交流し合う場であったというふうに考えております。

新町の建設計画には融和という言葉の記載はございませんが、その取り組みとしましては、黒潮町の場合は地震、津波、現在の土砂防災の取り組み自体が、地域コミュニティーの活性化することにつながっているというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それで次の、佐賀、大方の融和の評価を問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、合併融和等についての2番目、佐賀、大方融和の評価を問うというご質問にお答えしたいと思います。

先ほど副町長も申しましたが、融和という言葉は、溶けて混じり合うこととか、うちとけて互いに親しくなることという意味になりますけれど、合併当初に策定された合併協定書や黒潮町建設計画にはこの言葉は使われておらず、建設計画では、それぞれの地域の特性を生かした、地域住民と行政とは協働して個性あるまちづくりを目指すとされています。

そして、それに準じて策定されました第1次黒潮町総合振興計画では、黒潮町のまちづくりにとって大切なことは、これまで2つの町で生まれてきたまちづくりに関する理念や、地域個性のエキスを再構築するとともに、人が元気・自然が元気・地域が元気な黒潮町の将来像を描きながら、住民と行政が協働して、暮らしやすく豊かさにとぎわいのあるふるさと黒潮町を築き上げることであり、としております。

私は、黒潮町は町の最上位計画である第1次黒潮町総合振興計画に基づき、それぞれの地域の個性を大切にしながら、共にふるさと黒潮町を目指して取り組みを進めてきたと評価し、その象徴的な取り組みが、全国で最も厳しい想定を突き付けられた南海トラフ巨大地震対策であり、先ほど副町長が答弁した実績ではないかと考えております。

なお、第1次黒潮町総合振興計画は、現在の黒潮町総合戦略へと引き継がれておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

融和は何か、使われてないとかいう。使われてないという言葉の前がちょっと聞き落としたんですがね。ただね、面白いことにですね、私もその資料を見てみたんですよ。融和ということがいっぱい出てくるんですよ、実は。町長。町長にとったら随分過去のことか分かりますけど、私は過去のこととはよう思わんわけで。それでまあ質問する、この融和という言葉をあえて挙げたんですが。

これは18年、平成ですよ、4月26日付の新聞。下村初代黒潮町長に聞くという見出しがあって、佐賀、大方の融和を急ぐ。それ、ざまな字で出ちよりますよ。これ、写真入りで。

それ以外もですね、融和というのはええ言葉やと思し、ええことやと思いがですけど、今、町長がそんな言葉はどこにも出てこんとかいうお話があるので、いや、そんなことはございませんということで言ってるんですが。

それから、業務報告ですかね。18年、19年の出た業務報告。結局は、決算書の説明資料の中で巻頭の部分でですね、当時の町長は融和を求めています。佐賀町分の分について。ところが、大方町分についても同じ下村町長が書いちゅうけんどもね、融和の二文字は出てこないんですね。財政的に厳しいから合併にすると、そういうことです。佐賀町分についてはね、融和を求めちゅう。それを12月にまとめた分があるんで、そのときには融和という字が出てきます。

で、何かね、私はなかなかね、出てこないという町長のそのお話そのものが分かりにくいですね。当時の業務報告、通告はしちよりませんよ。しちらんけど、それは常識の話としてよね、合併当時のその巻頭部分の町長のあいさつ文になりますので、それは常識として知っておいてほしいなと思って言うわけです。

それで、このね、この合併、何かこんなもんをばら撒いちゅうですね。当時、町民向けに、行政が。この中見よってもね、サービスが低下しませんかという部分のときに、これ、一問一答でQ&Aというやつですけど。サービスが低下しませんかいうときに、合併前の市町村間で住民サービスの水準使用量および手数料など、それらのことはあります。これらの問題、合併前の関係市町村で話し合っ決めて決めますが、事務処理の方法、効率等によってサービス水準は高い方に。サービス水準は高い方ですよ。負担は軽い方に整備されることが一般的です、いうて書いちゅう。確かにそうしますは書いてないけど、これを合併したことがない住民が、佐賀については明治22年の町村制施行以来、途中で昭和38年ごろですかね、白濱さんが一緒になってくれた。こんにちまで合併の経験がないがですよ。だからこういう書いてることの意味はね、なかなか分かん。

また、合併により住民の負担が急激に増えないような法整備も行われていきますと、こう書いてる。そのとおり、どれくらいやったかやらんか分かんけれども。

それね、町長、この融和ということについてはそういう側面があって、立ち位置が変われば見えるものが変わる。大方からぎっちり見よったちよ、おんなじものしか見えんがですよ。だからこの前言ったように、鈴にふた月ばあ通ってもろうたら、鈴から。よく鈴の皆さんが考えておることや、思いや悩みやご苦労が分かりますよということを私が訴えたんですが、町長は知っちゅうきそこはせんという話がありましたけど。住民の直接選挙によって選ばれた町長と、町長の命令によって仕事をした職員との違いはよ、町長、そこはね分かってください。私もね、そういう地域の、ここまで来るのに多分ね、40分か45分かかりますよ。鈴からここまで来う思うたら、大変なことです。

そういうことを思ってね、その評価という点については町長、いま一度よくお考えください。今、答弁をもらわんけど。

それで次いってね、カッコ3番のですね、この今度は佐賀の番じゃないでしょうか。令和3年4月13日、佐賀地域の区長12人が町長に、佐賀でも高台造成を。そのほか要望しましたが、対応を問うわけです。

ただ、ほんでこの前文があってですね、要望書の。これはね、私、聞いたんですよこれ。3月12日付のこの

黒潮町高台に大規模住宅という見出しがあってですね、長くなるので途中短くしても、ここの行政。18年3月20日の合併以来の黒潮町行政を、佐賀から見た目によってこの文書が出てきたわけですね。何か、これを見る限りにおいては、あまりそれはええのうという評価されちゃうようにもうかがえんわけで。何か、高台へ早くやってくださいよと、佐賀の方は全然声も挙がりませんが。そういうことを、この要望書の前文としてここへうたわれておるんですね。ここらあたりはね、やっぱり佐賀へ立ってみな分らんがですよ。

で、週に2日は佐賀へ来て座ってきだくださいということは、元々合併したときには2日座るという約束ができたのに、対等合併ながですよ。これこれ。こんなもんをね、佐賀町時代にはこればあ厚いですよ、皆さん。この中にちゃんとね、ページめくったら1ページに、対等合併と書いちゃうがですよ。1ページ目、これ。町長は見たことがあるかないか知りませんが。ところが、役場の外にある閉庁の碑もあるけど、あれには対等とは書いてないね。書いちゃうのは、三位一体改革による財政が厳しいなってきた、補助金が減ってきた。よって、合併の道を選んだ。あっさり言えば、そのくらいのことしか書いてないですよ。

ほんでね、合併協の中でも出てるんですよ。これ、対等というのが。私も傍聴したのでね。全部は傍聴しちゃうらんけどね、できるところはやっちゃう。そのときのメモったものがね、対等という言葉が出てますよ。だからね、当時の議事録見てください。対等の二文字が出てくるはずじゃ。それで忘れられたら困る。

そしてこの中にも、3月議会ですかね、町長。町長の答弁は、高知県では令和2年度から高知県事前まちづくり計画策定指針の作成を検討し始めました。その目的はですね、南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、市町村が発災後速やかに復興のまちづくりに着手するための事前準備を支援するもの、という答弁がありました。

これらを踏まえて、町長にお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、合併融和等についてのご質問3番目にお答えしていきたいと思います。

去る4月13日に、佐賀地域12区長の連名で提出いただきました要望書の概要は事前復興まちづくりに関するもので、具体的には、佐賀小学校、佐賀中学校の裏山等に、将来のまちづくりのための基盤となる高台づくり等を要望、提案するものでございました。

ご要望の趣旨は十分に理解致しましたが、要望の全体像があまりにも大規模なものであり、当日の回答としては今すぐは困難で、可能性を探りたいという旨の回答をさせていただき、意見交換をさせていただきました。

近い将来、高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震に対する事前復興計画については、第5次黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方の中でも、平時のうちから地域住民との協働による復興に関する基本的な方針等を検討し、事前復興の取りまとめを推進し、あらかじめ住民の安全確保と生活再建のバランスの取れた、ソフト、ハード面の支援策について安全な住宅地の形成等を含め、国や県と協議し検討を進めるとしております。

高知県でも、先ほど矢野議員が紹介していただきました、昨年度より高知県事前復興まちづくり計画策定指針の検討を始めており、今年度中に策定指針が取りまとめられる予定でございます。それを参考にしながら、今回頂きました要望書と併せて、黒潮町の事前復興計画を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

町長も積極的に、前向きに取り組んでいただけるということでございますので、地域の皆さまは安心しておれと。

ただ、時間との競争がありますわね。時間との競争がある。それで、私が思うのは運動公園なんか、東公園に運動公園がありますので、あこへかさ上げてやれば、用地はもう県有地でございますのですぐできる。金も大した金要りやせん。かさ上げだけですき。そういうことを速やかにやっていただきたいし、それ、一番手っ取り早い所から言ってるわけですよ。当然、そこだけではいきません。それ以外のことも取り込まないかんわけですが、まずはその公園。運動公園がありますので、そこのかさ上げ。波が来んばあな高さにして、そこをその避難場所、避難所にするということを、私は提案して質問したいわけですが。

いかがですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

具体的に矢野議員の方から、佐賀東公園の区域を活用したことはできないかというご質問いただきました。

この東公園の利活用については、私の前、大西町長のときも随分さまざまな検討してまいっておりますけれど、なかなか現状を打破できない経過がございます。ご存じのとおり、高知県の土佐西南大規模公園の施設内でございます、やはり県の都市計画の網が入っておる。矢野議員が簡単にできるんじゃないかというふうに、安くできるんじゃないかというふうなご提案でございますけど、なかなか現実はそうならないのが事実でございます。

ただ、私の考え方としては、事前復興計画を作って、事が起こるまで何もしないというのはあんまりいい考えじゃないと思っておりますので、事前復興計画を作ると同時にさまざまな事業、そして住民の皆さんと知恵を使いながら、可能な部分はいろんな形でチャレンジしていくというふうなところを進めていきたいと思えます。

その一つが、確かに大規模公園の土地を活用したことになるかもしれませんが、さまざまな可能性を探っていくというのが、先ほど12の区長が来たときの言葉にも入っているところでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

時間との競争がありますのでね、町長。そこは速やかにやるようお願いしたいわけですよ。

今、この間要望された区長さん方も、今、自分のことを言いゆうわけじゃないんだ。後を担ってくれる若い人たちのために、そういうことが必要なんだということではございますが。

この間も、聞きよったら、隣の町へ逃げていくという話もお聞きしました。そういう人も中においでる。高い税金払うて、いつ津波が来るやら分からん。はらはらしながら生活するというのは、なかなかたまりませんよ。この海が見えてる所。それは佐賀に限らんですけど、どこも一緒。いつ来るか分からんときに、そういう恐れがあつて税金が別に安うなるわけやない。税金はおんなじように払いよう。それをね、早く、いつまでにやるということを私は知りたいし、住民もそこが願いようとかやないでしょうかね。

町長、これ。町長はまあ一番詳しいとされちよりますわね、防災関係には。私らよりずっと詳しいと思うが

やけど。その町長の力を持って、制度を変えてもらわないかん。その努力をせんとね、国、県の制度に乗るだけではね、動かん。その制度変える、そういう力が必要ながですよ。

私もね、何も反対しゆうわけやない。町民の暮らしのためにこの場に立って発言させていただきようわけですので、町長が挙げるとい話をするがやったら、それは私らも反対することほどこにもない。早うやっってくださいというように考えておりますが。

町長、ここで心強い話をもらえますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

ほんとに全国最悪といますか、最も厳しい想定を突き付けられてますので、住民の皆さんのご不安な状況は十分お察ししておるところでございますけれど。

この事前復興全体、高台移転を含めた事前復興の事業というのは想像もできないほど大きな事業でございますので、そう簡単にいつまでできるとかいうことは申し上げることはできませんけれど、私の全力を尽くしてですね、住民の方と色々な知恵を話し合いながら、最もいい方法をできるだけ早く進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

お金が大変掛かるということは分かってますけど、少なくとも制度を変えてもらうという、そこまでやっぱり汗をかかないとですね、難しいことかなというように感じてはおりますが、なお、一番詳しいとされる町長でするので、そこは住民の付託に十分応えるようにご尽力願いたいと思います。

それから、あと、その中でマル1 番の、将来のまちづくりのためにその基礎となる高台づくりをいうのは今言いましたので、次の、コンセプトは広場があれば人が集まるとか、踏み出せは新たな役割が生まれる、事前復興デザインは若者たちの手でと、こういうふうなことが記述されております。

そのことについてですね、ちょっと町長にお考えをお聞きします。ここの、事前復興デザインは若者たちの手でとありますので、そのへんの考え方をね、披露してください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今、矢野議員が読み上げられた部分は12 区長から出された要望書の一部でございますけれど、さまざまなご提案をいただいております。

若い人の意見はもちろん大事ですし、事前復興計画を作るとなれば、さまざまな住民の皆さまの、あるいは住民以外の有識者のご意見をいただかなければならないと思っておりますので、そういう中で、この要望書の意見を生かさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

じゃあ次の5番目の、最後に佐賀地区に産業振興協議会の設置をとということがありますが。

(議長から「矢野君、4番」との発言あり)

いや、復興でないのは、ちょっと時間困ります。デザインは若者たちの手でとなっちゅうがやけど、私のちよっと印刷ミスでしょうか。

番号飛ばしまして、最後に佐賀地区に産業振興協議会の設置をとということが、この要望の中にあります。

だから、そのことについて質問致します。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

要望書の部分についてさらに追加して読み上げていただきましたけれど、産業振興の部分についてもご意見いただいております。

この部分につきまして、私は事前復興というよりもですね、佐賀インターチェンジが開通する時期がやがて来るわけですが、その時期にやはりどういうふうにして佐賀地域を活性するかという部分で、またそういう検討会を作るとかですね、さまざまな住民の方と一緒にやるワークショップとか、そういうもので検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

それでは次いまして、佐賀庁舎、消防屯所、水道施設、佐賀診療所、各集会所、鈴消防屯所、鈴診療所、集会所、白浜集会所は、津波で沈没、破壊します。

いつ建て替えるか問います。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

それでは矢野議員の3番、合併融和についてのカッコ4番、佐賀庁舎などの津波浸水エリア内にある公共施設の建て替え時期についてお答えをさせていただきます。

佐賀地域の津波浸水エリアにつきましては、藤縄地区より南の11地区に、鈴、熊野浦、白浜を加えた14地区になります。議員はそれぞれ個々の施設についてご質問をされておりますけれども、総じて言えば、佐賀地域の津波浸水エリア内にある公共施設の建て替えではないかと理解をしております。

それでは、まず、佐賀庁舎についてお答えをさせていただきます。

現在の佐賀庁舎は昭和47年に新築され、今年で築49年が経過しております。これまで軽微な増改築を行うとともに、平成22年度に耐震補強工事を行っていますので、強度的には倒壊の危険性のない建物ということになっております。

今年度、佐賀庁舎は雨漏り対策とトイレを洋式に変更するための工事を約1,000万円を掛けて行うことにしており、今月末に事前調査設計の入札を行うことにしております。黒潮町では、既存の建物を有効活用するた

め町有施設の長寿命化計画を作成しており、今回の佐賀庁舎の改修もその計画に基づくものであります。

また、本町の被災後の行政運営につきましては、黒潮町業務継続計画、BCP です。これに基づき、佐賀地域においては、拳ノ川の保健センターを中心とする施設に代替え機能を持たせ、当分の間は拳ノ川地区において佐賀地域の行政運営を行うこととなります。そのため、既に保健センターの屋上に太陽光発電施設を設置したり、情報系の設備を保健センター周辺に移転させるなどの対策を講じているところです。

従いまして、佐賀庁舎につきましては、先ほどの山本議員の質問で町長が答弁したとおり、現時点では具体的な建て替え時期や移転場所などの情報は持ち合わせておりませんので、今後は町の財政シミュレーション等を勘案しながら建て替え時期について判断したいと考えております。

次に、消防屯所です。

どの施設にも言えることですが、移転先の場所の決定と用地の確保ができるかどうかのポイントだと考えております。消防屯所は災害時に地域の防災活動の拠点となる施設であることから、財政シミュレーションと調整しながら、令和4年度以降、用地が決まり次第順次進めていく予定であります。

次に、水道施設です。

現在の佐賀地区の水道施設、配水池は、馬地橋の左岸にあります。深層地下水帯という深い層から取水しており、既存の配水池との位置との関係から移転は困難であると考えております。

次に、佐賀と鈴の診療所です。

両診療所を利用されている患者さんのほとんどがお年寄りでありますので、現在の位置から遠くなることで不便を感じられる方が多くなるのではないかと考えております。幸い、佐賀地域には拳ノ川診療所が浸水エリア外にありますので、もし、佐賀、鈴の両診療所が地震津波等で使用できなくなった場合には、拳ノ川診療所への送迎バスを新たに運行させる対応を執りたいと考えております。

従いまして、現時点では移転や建て替え等を行うことは考えてはおりません。

最後に、集会所です。

黒潮町の集会所の形態は、旧大方町が町所有、旧佐賀町が地区所有でありましたが、合併協定において大方方式の町所有にすることが決定されました。その具体的な方策と致しましては、合併後すぐに町所有に変更するのではなく、それぞれの建て替え時期に変更する方策が執られ、現在、佐賀地域は市野々川と熊野浦の2集会所が町の所有になっております。

なお、佐賀地域の集会所のうち、津波浸水エリア外にある昭和56年以前の旧耐震基準で建てられたものにつきましては、建て替え希望の地区を除き全ての地区の集会所が耐震補強工事を完了しております。

なお、黒潮町が集会所を建築する際の基準は、地区要望に挙げていただくことが基本となっています。これは、地元負担金が発生することから、まずは地区の中で十分協議をされて了解が得られたものであることが前提になっているからであります。町は3年前に要綱を改正して、集会所の建て替えに係る地元負担金を2割から1割に軽減を致しました。これにより、以前よりは建て替えやすい状況になりましたので、今後は建て替えを希望する地区が増えてくるのではないかと考えており、現時点で、浸水エリア内で建て替えを希望しているのは上分地区から要望が出てきているのが現状であります。

いずれに致しましても、場所の決定と用地の確保が重要なポイントになりますので、いつまでにどのような具体なお答えはできないのが状況であります。行政主導で進めることのできる施設と、集会所のように地域との調整が必要な施設がありますので、まずは、町の財政シミュレーションを基に全体計画を調整し、それを基に順次進めていくことになるかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

基本的にね、公平さ、公平性をどこに求めるかという考え方に立ってやるべきなんで、ここは特に佐賀いう字を、固有名詞入れちゅうがやけど。

合併以来の集会所、消防屯所、そういった公有の施設、そういう施設をやる場合は、ずっと昔は年度別計画を作ってね、何年にどこやる、何年にどこやるいう計画を作っちゃったけど、今はどうもそれがない。だから、その都度その都度予算をつけていくやり方しようので、住民には分かりにくい。

でね、黒潮町全体でね、何年度にどこそこの何をやる、浸水地帯から低い所から順にやる。その計画書をね、作るべきなんですよ。そういうことをやってね、情報公開していく。そうすることによってね、住民の理解が得られやすい。そういうふうにな、作るべきやと思うんですよ。

合併以来のやった実績と、これからやろうとすること、年度別計画を作る必要があると思うんですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

長期計画を持って、建て替え等についてはやっていけということだと思います。

現時点で、心苦しいですが建て替え状況についてお示しできる資料はありませんけれども、議員ご指摘のように財政シミュレーション等も考慮しながらですね、長期計画を持って住民に提示できるような状況になりましたら、その都度公表していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

だから、公表できるようになりましたらいうて言うきに、そこが先送りの答弁でよね、ぼかしていきゅうしよ。今までやったら、よっしゃ分かったと言うけどよね、もうこれ10年ちょっと経過したもんで、いつやるかいうことをね、やっぱり入れないけませんよ。

そうになりましたら言うたら、だんだんゴールポストが動いていく。どこかの国みたいに。それは困る。いつまでにやるかいうことはね、ちゃんと答えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、矢野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

浸水想定が示されて9年たちました。そして、消防屯所とか集会所、まだ浸水区域の所に残ってる施設もあるわけでございますけれど、やはりその中でも地域の要望を十分聞いておりますけれど、いつまでにどこか年度を切った計画が立てれないのは、やはり先ほど課長が申しましたように移転先の用地の問題があります。用地のことを抜きに、計画を立てることがなかなかできない。そういうことで現在に至っておりますので、そこは何かご理解をお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

そのね町長、用地の問題はそれは分かった話で、そこでできらったらその次の順番の所へ声掛ければいいわ  
けで、たったそればあのことですよ。用地がなかったらできんがは、もう分かった話。

だから、次の順番の所へ声を掛けてやればよろしい。そういうことを言いゆうわけですよ。だから、あんま  
り難しいことを言いようがやないです。だからそのへんのことは頭入れていただいてよね、計画は作っていた  
だいた方が住民は分かりやすい。そのように思っております。

じゃあ次の5番目のね、合併協定、建設計画、歴史認識を踏まえ、歴史認識ですよ。行政組織の整備、強化  
を図るために佐賀庁舎での勤務を問います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは矢野議員の、合併融和等についての5番目のご質問にお答えしていきたいと思えます。

旧佐賀町と旧大方町との間で、平成17年3月に12項目からなる合併協定書が締結され、その協定書に基づ  
く黒潮町建設計画が策定され、その後、協定書に規定されている大方地域、佐賀地域、それぞれの地域審議会  
での答申をいただきながら、黒潮町行政組織条例規則を改定し現在の組織機構に至っていると認識しており  
ます。

その中で、佐賀支所には支所長を置き、連携しながら、これまでも黒潮町の全体的な行政組織の整備強化を  
含めた機能的な行政運営がされてきております。

もちろん、必要に応じて町長等が佐賀支所に出向くことは当然であり、積極的に足を運びたいと考えていま  
すけれど、これまでの積み上げの中で構築されてきた勤務の体系を変える予定は、今のところございません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

平成18年12月の黒潮町長、下村正直さんのその業務報告のあいさつの中にね、全部言いませんよ、時間が  
ないので。

住民各位のご協力を深く感謝申し上げますとともに、異なる地域と歴史のある両地域の町民相互 (大方地域  
と佐賀地域の住民) の融和を早期に図れるよう、両地域の歴史と文化を尊重しですよ、歴史がここへ2カ所出  
るんですね、ここへ。尊重し、町民の皆さまからのご指導およびご支援を得ながら、共に手を携えて町の発  
展にお力添えをいただけますようお願い致します。と、こうあるんですね。これは18年12月、町長の業務報  
告、決算報告書の説明資料ですね、あるんですよ。

ほんでね、佐賀にはどうかこの黒潮町には条例があってですね、佐賀支所設置条例というもんがあるがです  
よ。これは18年3月20日に作ったんですけど、その支所の中において支所長を置くと書いちゅう。その支  
所長が、規則によると課長より上位に位置する。この議会の大事な一般、その会議の中においても支所長がど  
こにおるやら分からんが、町長、これはどこですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

佐賀支所の設置条例の中に支所長を置くと書いておいて、この議会にはですね、実は支所長として出席して執行部はおりません。

今、兼務してる建設課長が兼務しておるわけでございますけれど、建設課長として答弁のできる席におります。

あとは、町長の方が全て、支所長も含めて答弁するような体系になっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

大体、こういうところからしらけてくるんで。

これは対等合併で最初やっちゅうわけよね。それで融和とかよ、歴史の何とか、尊重とか言われてもね、これはおかしいね。それはしらける元になる。

佐賀庁舎については、町長室というのは1階にある。正面玄関から入る筋もあるけど、裏口から入れるんですよ、すぐ。それはね、人に顔を見られたくない弱い立場の人が町長に相談に行くときに、玄関通らずとも裏からすつと入れる。そういうことを町長は、あの庁舎を建てるときに議会で説明してある。それを認めたあの庁舎。この前から、見よつても物置になつちよりますよ、その部屋というのは、物置。それでどうしてよ、町民がそこへ相談に来れますか。それは士気も上がりませんよ、はっきり言って。町民はね、しらけてしまう。

町長はこの大方で生まれ育ち、この入野で働き、ここからしか佐賀見よらん。だからね、見えないというがですよ。そこへ行かな。

もう一回聞きますけど、それ町長、どうなんですか。本当に佐賀へ行って座る気はないがですか。どうです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

合併の協定書を基に平成18年3月20日に合併して、それからずっと毎年、この黒潮町として、先ほど申しましたように佐賀地域と大方地域にそれぞれ地域審議会を設置して、そして時代の流れとともにさまざまな課題を協議してきて、そして、現代の組織機構が出来上がっておる歴史、これが歴史であると思います。

そういうことを踏まえた上で、現在の状況になっておるところでございますので、それに従った現在の状況。特にこれで黒潮町全体の課題に対して望むことができないというふうに私は考えておらず、また私自身、選挙して出たのは、黒潮町民全ての方の区域での選挙の中で出てきましたので、当然、旧大方とか旧佐賀とか、そういう所のしぼり代表とは思ってませんので。黒潮町全体の、いわゆるふるさと黒潮町の課題に取り組んでいきますので、この今の状況でやっていって、そして支所長とも連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これはね、課長より上位に位置されちゃうがですよ、町長。支所長というのは、課長より上。それは町長自身

が認めた告示をしておるわけね、規則という。

その、いわば佐賀支所での最高責任者がここにおらんちかまんというがはどういうことですか。町長、これ聞きよりますか、人の質問を。そのね、課長より、その職責上の話ですよ。実務上の。課長より上ながよ。課長の上のもんがここにおらんち、どういうことなが。

ちょっと分かんですよ。どういうことです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

佐賀支所は設置条例、条例でございますので、議決をもらった条例でございます。その中で、現在の条例に至っておるわけでございます。

先ほど、支所長の立場の者はいないと言いましたけど、その状況を知ってるのが建設課長も兼務してるわけでございます。ただし、支所長の立場として答弁することは私、町長が代表して全て答弁していく。こういう機構になっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それではね、士気が上がらんがですよ。その程度のもんかという見方される。支所長ち。

課長より決済権は上ながよ。町長は答弁するいったってね、課長に大方答弁させようじゃないですか。初めから。

だからね、その位置付けがどうなんですかと。対等合併で合併させちよって、祭り上げて。10年たったらよね、どこにおるやら分かんみたいなの、そんなことでええがですか支所長というものは。町長室に行ってみたら物置になっちゅうわ。これで黒潮町と、行政ですかね。わし、そこを疑うて聞きゆうがですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問に続けてお答えしていきたいと思います。

先ほども申しましたけれど、現在の組織機能の在り方、条例規則は、いきなりなったものではなくて、誰かが勝手に決めたものでもなくて、佐賀地域と大方、合同地域審議会が平成18年11月27日に第1回目をやっておりますけれど、最終的には平成28年2月20日。これまで繰り返し繰り返し審議会で議論していただいて答申をいただいて、そして条例なりに反映させて、現在の形ができております。

そういう経過を踏まえて、そして黒潮町の現在の行政が執行しておるわけですから、私が佐賀へ行かなければ、座らなければ、町の行政執行はできないという状況にはなっていないと思っております。

支所長とは連携しながらやっていますし、これからもやっていきたいと思っております。

ご理解をお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

その審議会なるものは、たたき台は誰が出したんですか。町長やないですか。委員が出すわけないですよ、たたき台を。原案というのは町長が出しちゅうはずですよ。それを人のせいにしたらいかん。

町長、わし個人的にね、町長どうこうやないがですよ。松本町長、今、町長というその位置におるので私は言いようだけのことで、松本町長のことを格別に言いようわけじゃない。ただ、黒潮町長松本敏郎ということには違いないので言いようので、そこはね勘違いせんとしてくださいよ。

町長、どうもそこちょっと違えちゅうように思いますけど。私は町長に言いようがであって、町長は町民の付託を受けちゅうがよ。直接選挙によって、住民が1票入れちゅう。そのことに対しての質問ですよ、元は。

だから、いつの間にやら2階に町長室の看板が出ちよりますよ。ガムテープで張り付けて。町長、その姿見たことありますか。それでどうして士気が上がりますか、職員やら。よそからもお客さんもおみえになりますよ。なんほね、こんな新しいええ所に家があってもね、あの姿見たらね、よそのお客さまですよ。私もこれはいかんと思うて見ゆるけど、ガムテープでひっつけちよりますよ。町長室いうて、2階へ。元は1階ながですよ。1階に何で置いたかいう趣旨は、私が最初に言ったとおり。

そのね町長、佐賀へ来るのが恐ろしいがですかね。どうです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

地域審議会に出した原案は町長が作ったというご質問から入りたいと思いますけれど。

確かにいろんな会議の原案というのはですね、たたき台として作ることは往々にございますけれど、それはあくまでも委員さんの審議を効率的に、そして効果的に進めるためのものございます。これは一般的にやっているので、議員もこんなこと言わなくてもご理解いただけたと思いますけれど。原案を決めていただくのは、やはり審議会の方で協議して決めていただいたわけですから、そこはご理解をいただけるものとも思っております。

それから、佐賀支所に座るのがどうかというようなご質問ございますけれど。私が行って、必要なときは必ず行きます。ただ、今の佐賀庁舎の看板の位置とか環境、それは庁舎管理上不備、不都合があるやったら少し見直さなければならぬとも思ってますけれど、機能的には、私は今の黒潮町運営上、これは私以前の町長も同じございますけれど今のような体制でやってきて、先ほど言った評価もしてきたところございますので、特にこれを変える必要というのは今喫緊には感じておりませんので、今の状況を変えることはないというふうな答弁をさせていただきました。

以上ございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

住民がここへ来るにはね、一生懸命働いて税金を払った残りのお金でここへガソリンたいて、まあ車で来る方はガソリン代、日役入れて来ゆう。車へ乗れん人はね、列車で来るかバスで来るか、誰かに、タクシーで来るか。それね、全部税金を払った残りのお金でここへ出向いてこないかん。

一方、町長はね、給料もらいようがやき。給料は減らん、佐賀へ行たち。仮に車で佐賀へ移動してもね、それは100億円余りの町民の金の中からガソリン代払いようがよ。車代も。

合併して、住民にとって何がえかったかいうたらね、佐賀からここまで出向く仕様がやたら要る。納税の義

務があるがですよ、納税の。だから納税するために一生懸命働かないかん。ここまで来るにはよ、それだけの時間と金を使うて来ないかん。負担を強いるのは、住民に対して負担を強い。それで町長はここから佐賀へ行ってね、別に給料減るわけやない。費用弁償、ガソリン代もね、全部町民の予算の中から出していくことで、ひとつも痛うもかゆうもないでしょう。

だからね、合併当時の決算書を見ても分かるように、一人当たりの納税額は佐賀が多いがですよ。この場でいちいちはいませんが、基金もね、佐賀の方がようけじゃ。その上でよ、まだここまで出向いてくる費用、一生懸命働いた結果がよね、余分な金を使うてここへ来ないかん。これは、何とも情けない話ですよ町長。それで当然だと思いますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

住民の皆さんが役場に来るときのガソリンのとこまでのご質問はありましたけれど、これは住民の方は、遠い人もおいでれば近い人もおいでます。佐賀の方が全体的に遠いんですけど、大方の地域の中でも、また近い遠いがあります。その議論をされると、少し趣旨がずれてくるんじゃないかと思います。そこは置いておまして。

先ほど、合併したときの評価のところでも申し上げたいと思いますけれど、財政的なことを少ししゃべりたいと思います。

合併する当初、地方税収入というのは、9兆足して80億6,573万。そして現在、令和元年で82万2,000円。一人当たりの所得にすると、合併した当時は5万8,665円。ところが、現在は7万4,770円。ですから、合併した効果というのは住民の方にもいい形で出ているというのが、この数字ではないかと思います。

それから基金につきましても、町の基金残高、合併前は21億6,438万4,000円。そして現在は50億3,471万9,000円。実に2.8倍でございます。こういうふうな町の財政状況、あるいは住民の皆さまの所得の状況を比較してもですね、やはり今までの状況、黒潮町の政策というのは決して間違っていないというふうなことを認識しますと、あえてここで質問ありますような対応をしなくてもいいんじゃないかというのが私の判断でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

合併町ながやき、対等合併じゃいうてうとうちょうがですよ、最初に。

それは昔から見ればね、ここにちょっと私も大方町のとつと昔からの資料もありますけどね、12分しか残ってないき言いませんけど。合併を繰り返しよう。比較的近い所同士が。その町内とよね、この佐賀、明治22年以来、佐賀村、佐賀町できたわけやから、その違いは大きいがですよ。佐賀からここまでまともに車で走っても20分、25分ばあかかりますわね。往復とガソリン代、日役、大変なお金が必要ゆうわけですよ。ほんとにね、命がけで働きゆうですよ、住民は。潮をかぶり、やっと思つた魚がね、安値。もう涙も出ん。そういう思いの中でやりゆう。そこらあたりはやっぱりね、町長、融和。合併の当初のがではね、佐賀町に対する融和ということが出てくるわけ。だけど、その当時の大方町のこの町長のあいさつの中にはね、融和のゆの字が出てこん。言いたくなかったけどね、これはここははっきり言うちよきますよ。

で、私は、佐賀の方で何で仕事ができんか不思議だなあ。それはね、いっぱいテレビ見てくれようき多分、私の言うことが間違うちゅうのか、あるいは、まあまあおおむねまともな話をしゅうのか、後でまた皆さんのご意見いただくようになろうかと思えますけど。ほんとにね、住民の方というのは苦勞されておりますよ。それはえらい方はね、とてつもない偉い人がいっぱいいらっしゃるけど、大変苦勞されよう。それを、この中で座っておったち分からん。やっぱり出向いて行って、直接声を聞ける場をできるだけ多く取っていただきたい。まあそういうことを思いよりますので。これはまたね、9月も12月も議会がありますので、機会があれば質問するようにします。

それから、4番目の総合戦略等についてですね。

基本目標3について、保護者などの意見を拝聴、集約して策定しているか問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の4、総合戦略等についてのカッコ1、基本目標3に関する意見の拝聴等につきまして、お答えを致します。

現在、取り組みを進めております総合戦略ですが、産業振興や人口減少の克服を目指し、その方向性をまとめました創生基本計画を策定し、基本目標1から基本目標4を定め、取り組みを推進しているところでございます。

その中で、ご質問のありました基本目標の3につきましては、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるということになっておりまして、黒潮町が将来にわたって発展していく上で出生数を維持、増加していくことにより、担い手の確保を図り、産業のみならず地域の維持をしていくことが重要であると考えており、若い世代が定住し、結婚の希望がかなえられる環境、そして安心して妊娠、出産、子育てができるような環境を整えていくことを目標としているところでございます。

現在、この基本目標3におきまして、出会いの創出や妊娠、出産、および子どもの健康のための支援、子育て支援策の充実といったことに対しましての各種事業を推進しておりますが、取り組みの方向性や施策を検討するに当たり、現状を確認、把握する必要がございます。そのためには、実績値の確認はもちろんのこと、保護者の方々をはじめとします関係者の皆さまのご意見を参考にし、既存事業の見直しや新規事業の構築に向け協議を重ね、事業計画、アクションプラン等に反映をさせております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

このういか計画自体はですね、やはり私も何人かの子育て中の若い方にお話を伺う機会があるわけですが、子どもの送迎等についてもですね、大変ご苦勞されておると。

こういう時代でございますので、行政が送迎するにしてもそれは大変な責任があるがは分かるんですが、子どもが学校へ行くにしても、今はその校区境を越えていくことが可能なことになっておるようでございまして、詳しいことは分かりません。いろんな形ですね、ご家族、そしてご家庭の事情があつて、子どもの通学等についても頭を痛めておるわけでございます。

で、この若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるとあるんですよ。そのかなえるいうときにどれだけ、保護者言った方が正しいですか、ちょっと。親御さんなどの声を吸収できておるのか、その点につ

いてお聞きするわけです。計画は計画でこれは結構でございますが。

それから施政方針の中にもですね、今年の。妊娠、出産、および子どもの健康のための環境整備、子育て支援の充実とあるんですが、これ、どこまで答えておりますかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答えを致します。

各種計画を立てるに当たりましては、先ほど申し上げましたように、当然現場の声を聞くということが必須であるというふうに捉えております。

まず、保護者の方々に关しましては、例えばですけれども、保健行政におきましては新生児訪問時でありますとか、そして健診の会場等でご相談をお受けする、そしてご意見をお伺いする、といった場面。そして、小中学校におきましては、保護者会でありますとかPTAの会等々でご意見をいただくというようなことで、とのご意見を反映させるということにしております。

その中で、どこまで進んでるのかということでございますけれども、そこは戦略の中である一定のKPIを設けてまして、その数値を追いながらやっております。

その中である一定の評価は出ているというふうには考えておりますけれども、まだまだ時代が変わり、周りが時代とともに変わっておりますので、それぞれ一年一年でそういった声を集約しまして、さらに保護者の声を反映させていくというようなことになろうかと思っております。

しかしながら、なかなか難しい財政的いろんな条件、法律等もございまして難しいこともあろうかと思っておりますけれども、やはりできる限りの夢をかなえていく、希望をかなえていくというところで、進んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

やっぱり、自分の家庭の生活を維持することが大変な状態にあるわけですよ。

魚もそう、野菜もそう。町の大事な産業ですね。農業、漁業というのは特に。

そこでね、物を生産し売るにしても、安いがですよ。大変安い。沖行っても燃料の、一方高くなっておる。農薬も高くなっている。しかし、物の値段は下がりゆう。物の値段が下がりゆうというのは、その生産物をもっと高く買ってほしいな思ってもね、やっぱり下がっております。そういう経済の中で子育てをしゆうわけですよ。

そのへんからですね、子育てについての意見をどのような形で吸い上げていくのか。

経済がだいぶ大事なウエートを占めるかなと思うんで、そこをちょっとお聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

今、議員がおっしゃられましたように、大変厳しい状況にあるということは承知しております。

人口の方を見ましても、今、戦略に基づきましてあらゆる施策を打ちながらもまだまだ、2060年6,800人を

目指すには足りてない状況でございます。

その中で、やはり皆さんが黒潮町を選んでいただける、生活をしやすい環境をつくっていく、厳しい中でも子育てができるという環境をつくっていく必要があると考えておりますので、先ほど申しましたようにより皆さまの声を聞いて、その中でできることをしっかりと判断し、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ、頑張って取り組むということでございますので、それに期待して終わります。

ただ、これはね、確実に見てますよテレビで。今の答弁。だから、今度聞かれるときは室長の方へ行ってください、こういうことを言いますのでよろしくお願い致します。

それでは次へ移りまして、2 番ですねカッコの。

町の振興を図るために基幹集落センターを設置しているが、維持管理が不十分で使用ができない。初期の目的を達成するため、速やかに整備をするか問います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは矢野議員の、集落基幹センターの整備についてのご質問にお答え致します。

黒潮町基幹集落センターの施設につきましては、農協事務所と診療所の合体施工で昭和 52 年 3 月に完成しており、約 44 年が経過した施設となっています。

この施設の整備、利活用に関する質問に対しては令和元年 6 月の議会で、耐震診断の結果により今後の整備について協議、検討を行っていきたいと考えておりますと答弁し、令和 2 年度に耐震診断を実施した結果、耐震性がなく耐震補強が必要と診断されました。

従いまして、本施設を安全に利活用するためには、耐震設計、改修等、相当多くの事業費および維持管理が必要になることが予想されます。このことから、今後の整備については地域や関係機関と施設利活用計画を協議する中で、費用対効果等を精査しながら判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

もう時間ないけん。

これは、基幹集落センターの設置及び管理に関する条例があつて、これは山村振興に基づく条例でございますが、その中に管理の条文がありますよ。集落センターは常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効的に運用しなければならないとある。これ、条例で規定しちゅう。

ところがですね、私の方が分かる範囲では 24 年、平成から、ここを使わせてもらいたいですということを経年のように町長の方へ文書を出してます。ところが、使えるようになったら貸しますみたいなことで。最初のときは、使えます、どうぞやったけど、ただの一遍も私は掃除したように見えん。まるで恐ろしいような家になってしまっておる。

この現状を見てですね、真面目に管理しゅうかどうかを聞きますよ。

どうぞ。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

矢野議員の再質問にお答えします。

真面目に管理しようかというご質問なのですが、施設の周りとかそういうふうな環境維持の草刈り等は、地区に迷惑掛けんような格好にやっています。

ただし、私がここ1、2年なのですが、中身についてはちょっとしっかりした管理はできてない状況です。以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

分かってるだけでも24年からずうっとやとるんで、その使いたい人が。ナガワ告別式にも使いたいとかいうことで出してある。

けんど、今課長、町長に代わって課長答弁したけど、やってないいうて言いよう。管理を。

それはどういうことですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

以前の答弁で答えてきておりますけれど、まずは、現在の状況は建物自体が耐震性がないという診断が下りてますので、耐震性がない施設を使わすことができないというのが現状でございます。

そして、設置条例というのは現在も条例としてあるわけでございますけれど、この条例の中で、確かに議員がおっしゃられたような記述がされております。この設置条例そのものについて、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

検討するいうてもね、何をどう検討するか言わざったき漠然として。

どういう検討ですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今、条例を見てみますと、設置があつて管理とかずつとあるわけでございますけれど、この公共施設、一番大事なのはどのように使うか、活用するかということが非常に大事であろうかと思います。

設置という項目はありますが、目的の項目が条例上は抜けております。それも踏まえて、今後、地域での活用の仕方、そして行政の活用の仕方、またJAも絡んでる施設でございますので、そのへんと協議しながらで

すね、目的も含めて条例の整備をしまいたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

まあどういう中身の条例に変えるか分かんけど、新興山村ですので。旧佐賀町が新興山村として指定を受けちゃうわけで、何もその一定の区域だけの問題ではない。旧佐賀町全体の使用目的を図るために造ったこの施設ですので、そこはね町長、よく覚えておいていただきたいと思います。

次いきます。2 番過ぎて、カッコ 3 番ですね。

この各産業の振興にはそれぞれの経営体へ出向いて実情を把握することが最重要であります。

どのような姿勢で取り組んでいるか問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の 4、総合戦略等についてのカッコ 3、各産業の振興における実情把握につきましてお答えを致します。

本町では、総合戦略におきまして人口減少問題をはじめとする町が有する諸課題の解決に取り組んでいるところでございます。その総合戦略を着実に前に進めるためには、事業や制度を企画立案し、それを実施すれば終わりとするのではなく、実情を把握した上で、点検、検証を行い、そしてより効果の高い施策に磨き上げをしていくといった、いわゆる PDCA サイクルを回していくことが重要であると考えております。

ご質問のありましたように、各産業の振興策や計画を推進するに当たりまして経営体の実情把握は重要であると考えており、各種の産業分野の関係者等の皆さまからいただいたご意見というのが、外部から見た町の事業への評価ということになると考えとおります。

また、皆さまのご意見、ご指摘等につきましては、次年度に向けた事業の見直しなど、事業計画、アクションプランを策定するに当たり重要な要素であると捉えております。

今後も、現場の声や外部のご意見をお伺いすることで課題とニーズをしっかりと捉え、施策に反映させていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

やっぱり、よどみなく答えてもらおうと質問の方がしにくくなってきて、ちょっと困りましたけど。

要はね、膝を合わせてのお話をさせていただくということが肝要でございますので、書類そのものはあまりきれいなものにもよばんと思うんですよ。とにかく、計画も、住民のお話も、膝を交えて手作りでやることを希望しております。その方が住民は、やっぱり役場は頼りになる、そのように私は思っていたかと思っておりますので、今後とも、そのことを申し添えて次へまいります。

あと 2 分しかないになりましたので。

市野々川発電所等についてですね。

発電所が存在することによる合併以来の税込額と、生活、水道、産業用水などの評価を問います。

これは、四万十川の上下流の人々に感謝の辞をはじめ交流すること。家地川から県道路沿いに花の並木などについて問うわけですが。

合併当時にも、下村町長は交流をやめることについては反対するということが高知新聞の記事に載っております。反対だけではいけません。やはり町長、カーボンシティ宣言ですか、立派ながをやっちゃります。それに負けんような、水力発電ですので、これから大変重要なエネルギー源になりますので、答弁の方よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野議員の、市野々川発電所等について、合併以来の発電所の税収と生活等に対する評価についてお答えをさせていただきます。

まず、前段の、発電所が存在することによる税収額についてお答えをさせていただきます。

市野々川にあります四国電力の佐賀発電所の固定資産税は、土地と建物に分かれております。合併初年度である平成18年度の税収は、土地が25万7,400円、建物が12万8,100円、合計で38万5,500円でした。その後、平成23年度まで同額が課税され、平成24年度に建物だけ200円安くなって、合計で38万5,300円になり、以後、本年度に至るまで毎年38万5,300円が課税されております。

金額だけを見る限りでは、合併後における税収の大きな違いはないというふうに考えております。なお、固定資産税には土地と建物以外に償却資産がございます。鉄塔などを含めたものでありますので発電所に特化した税額の抽出ができませんので、償却資産については除いております。

次に、後段の、生活、水道、産業用水等の評価についてお答えをさせていただきます。

まず、生活と水道については関連がありますので一緒に答弁をさせていただきます。

市野々川の発電所から下流に水源を持つ町の水道施設は、伊与喜地区と佐賀地区の2カ所です。両施設とも深層地下水帯と呼ばれる深い層から取水しており、河川水の影響は少ないものと思われませんが、冬場の渇水期においては発電所からの水が一定の水量確保に寄与しているものと認識をしております。

次に、産業用水についてです。

伊与木川の河川水の影響を一番受けているのは農業ではないかと考えております。伊与木川の放水口から下流にある頭首工、堰（せき）ですけれども、藤縄、上分、馬地の3カ所ですが、現在の全ての頭首工が分水後に建設されておりますので、分水による水量を想定した設計になっております。仮に、発電による分水がなくなった場合には、頭首工の改修はもちろん、淵などの水たまりから水中ポンプで汲み上げたり、下流の集落ごとにボーリングをして地下水を汲み上げるなどの新たな巨額の設備投資が必要になると考えております。

また、漁業におきましても、伊与木川の水量が河口周辺で取れるシラスウナギの漁に影響があるらしく、漁業組合からは、冬場の漁期においてメンテナンス等で発電、放水を止められると厳しいという報告を受けているところであります。

黒潮町独自の対応と致しましては、旧佐賀町時代から、伊与木川の保水力をアップさせるための水源涵養を目的とした間伐に対する補助や、伊与木川の清流保全活動に対する助成金の交付、太陽光発電などの自然再生エネルギーの活用を積極的に取り組んでまいりました。今後も、その姿勢が変わることはありません。

また、水利権更新に伴い、高知県知事から本町に対し行われた意見聴取の回答におきましても、今後も分水をお願いする立場であることに変わりありませんので、四万十川流域の皆さんへの感謝の気持ちを伝え、分水開始から90年余りが経過していることを踏まえまして、急激な水量の減少による住民生活への影響を回避する

ためにも、引き続き発電所の存続をお願いした次第であります。

また、四国電力と致しましても、水力発電は発電時に二酸化炭素などの温室効果ガスを発生させないクリーンなエネルギーであることから、今後も定期的にメンテナンス等を行いながら末永く稼働させたいという報告を受けているところであります。

いずれに致しましても、四国電力の前身の旧渡川水力電気株式会社が、昭和6年に水利権を取得してから90年余りが経過しており、本町佐賀地域の皆さんの生活や産業に大きな影響を与えていることは間違いありません。

従いまして、今後も国や県、四国電力と連携を密にするとともに、取水堰のある四万十町をはじめ、その下流域の皆さんの理解と協力をいただきながら、発電所の存続を訴えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

水力発電交付金については言ってくれましたかね。

ちょっとそこは聞き漏らしたんで、お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

水力発電の交付金については、すいません、答弁をしておりません。

調べたところによりますと、合併以前の平成17年度までは450万円が交付されておりました。

平成18年度も、同様の450万円。

平成19年度から平成22年度までは440万円。10万円減額になっております。

25年度だけ若干端数が出ておりますけれども、平成26年度から現在に至るまでは440万円となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

さまざまな効果があるという評価になってこようかと思えます。

で、四万十川の上流、下流の皆さまにも、ぜひ感謝の意を正確に伝えていただくよう実行してくれることを願いまして、私の質問を終わりますが。

どうです、もう一回。感謝の意の伝え方。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

四万十川流域の皆さんとの人的な交流も、今後は考えていかなければいけないと考えております。

感謝の気持ちというのは当然ございまして、水利権更新後に四万十町役場の方に出向いて、四万十町長に対してお礼を申し上げた次第です。今後もその気持ちには変わりありませんので、四万十川流域との人的交流等

については深めていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今日は笑うて終わりたい思っちゃったので、これで笑うて終わりますので。

どうもありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 10分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、中島一郎君。

1 番（中島一郎君）

私の方からは3問について質問を致しますので、執行部の皆さん、忌憚（きたん）のない答弁をお願いしておきたいと思えます。

それでは、1つ目、宅地造成計画についてでございます。

まず初めに、入野地区宅地造成計画についてお聞きを致します。

令和3年3月の定例会の全員協議会において、当造成計画の説明がありました。そして、同僚議員からの一般質問によって全体的な事業計画を把握したところではありますが、今後の事業進捗（しんちよく）等について私なりにまとめ、質問を致します。

この計画は高規格道路、佐賀大方道路の工事による発生土を利用した高台への宅地造成であることから、災害時の速やかな復興対応や長期的観点からも大変有意義な事業の一つであり、町民の皆さんからの期待感も高まっているようです。しかしながら、この宅地造成は住宅用地約300戸の計画で、完成までに10年はかかるともいわれています。

令和3年度の事業工程表によると、基本計画の区域変更、測量業務、調査設計業務委託などを計画し、予算額は8,800万円が計上されました。このことを踏まえて、4問についてお聞きを致します。

1つ目、このような住宅造成計画を立てる場合には、町全体の意識調査等を行い、しっかりとした現状把握の下、住宅地の需要と共有のバランスを考慮した計画が望まれるところではありますが、参考となる基礎資料等はあるのかどうか。例えば、このアンケート調査などですね。

そのことについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは中島議員の、宅地造成に関する町全体の意識調査等についてのご質問にお答え致します。

これまでに、住宅地の高台移転に関するアンケートは、平成24年から25年に黒潮町全地区対象に実施したものと、平成26年に出口地区で実施した経緯があります。それ以降では、入野地区宅地造成計画にかかわらず、

町民への調査等に行っていないのが現状でございます。

町全地区調査の結果と致しましては、入野地域 448 名の回答のうち、高台へすぐにでも移転したい、移転を予定している、移転先があれば移転したい、子や孫の世代は移転させたい、と答えた方が 40 パーセント、佐賀地域は回答数が不明でございますが、53 パーセントが移転したいとなっております。

出口地域の結果では、調査 74 世帯中、積極的に移転したい、条件がそろえば移転を考えているが 51% ございました。

町全体としての意識調査等は現在のところ考えておりませんが、引き続き行う住民説明会においていろいろなご意見も伺う中で、必要という判断となれば検討をしてみたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

今、答弁がありましたけれども、アンケート調査は平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、全地区をやっていると。それで入野地区が 448 名で、40 パーセントが宅地等の購入をしたいという予定者、それから佐賀地区では、全体数は分らんけど 53 パーセント、それから出口の分がありました。

これ、よく考えておかなければならないのは、もうその平成 25 年から言えば、もう 7 年からそこらでたつてるわけですね。この社会経済状況の変化というのは相当あると思うんですよね。今ありましたように、地区別の説明会とかそういうことで必要であればやるというようなちょっとお話があったがですけれども、このことを慎重にしてやっておかないと、この事業自体が全体的に見たときに、ほんとにみんながやってもらいたい、ええことや、ええことやという話になると思うんですよ。

私は、この事業自体は当然進めるべきじゃと思うんですけれども、これ、黒潮のこの人口を見ていても、今現在 1 万 817 人で世帯が 544 世帯ぐらいだと思うんですよね。今現在ですよ。それが総合戦略という資料を見ますと、2030 年で大体そのままいくと 7,916 人、それから 2040 年で 5,894 人。今朝ほども出ておりましたように、黒潮総合戦略ではこのような人口減少を止めるために、2060 年度にほんとは 2,886 人になるのを、いろいろな総合戦略を打って 6,800 人にしたいという目標を設定しているわけです。そういう状況下を見たときに、やはり、先ほど私が言いましたように、この住宅を必要とする需要と供給のバランスが、最新のアンケートによって、基礎を持ってないと今後の計画等に当然狂いというか、いろいろそれは社会情勢の変化によって変わってきます。今のコロナ禍でもそうです。

この事業が、300 戸で 10 年先ということを考えたときに、そのことが理由付けとしてしっかりした上で、その 10 年向こうにどういう状況になってるか分からないわけです。誰でも。またコロナ禍で、私たち議員、執行部にしても、10 年先に残っている方はもう数名やと思うんですよね。いろいろな分で。その基礎調査等をしっかりと持って事業に取り組むということが、私は重要になるし、根拠性の一つと思うんです。

そのあたりの答弁、できればですね、地区的な説明も十分やっていただいて、町全体の総合的なその部分をつくって、それから事業に取り組んでいく一つの目安として、できるだけ早く取り組むことが必要と思うわけですけれども。

もう一度、答弁お願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今議員が言われたように、人口のこと、戸数のこと、それも地区の、地域の説明会の中でも、住民の方から意見として挙がっておりました。そういう中で、戸数も300戸というふうに新聞の方では出ておりましたが、これは実際錦野地区の面積というところで、マスコミの方が錦野地区の戸数を充てて報道されているようなことでして、まだ戸数自体もまだ全く決定もしていないところです。

よって、今中島議員が言われるように、今後、予算計上させていただいております委託業務を今後発注をさせていただいて、基本計画等できた状況の中で、再度その住民、町民への意識調査、アンケート調査、実施するかの検討を考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ぜひ、そういう方向性を見出していきたいと思っております。

それでは、カッコ2に入ります。

この宅地造成整備が主体になるということは理解できますが、この事業が行政主導で取り組むことになってきます。単に災害対応の観点だけではなく、もう少し住民からの幅広い声を求め、住民参加の形をつくり、特に本町の次世代を担う若い方の意見等をくみ入れ、この町の10年、20年先の将来像を描き、発展と繁栄のまちづくり構想を立てなければなりません。

このための検討委員会などの設置は考えていないかどうか、その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、住民からの意見要望を取り入れる組織づくりについてのご質問にお答え致します。

今年度におきましては、まずは基本計画検討業務で取りまとめた計画の素案を、住民の皆さまにお示しをさせていただきたいと考えております。

しかし、一つの大きな団地としての構想になるわけでございますので、まちづくりに対しての要望を出す場としての組織づくりについて、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今後検討するという事なので、ぜひ早い機会にお願いしたいと思っております。

それでは次に移ります。

高規格道路、佐賀大方道路の発生土の利用による宅地造成を計画していますが、概算的な、全体的の総事業。これは、以前、3月12日の高知新聞によると、町長の方からはですね、財源には国や県の補助事業や有利な起債を最大限活用するという事だったのでございましたので、そこらあたりの、ちょっとこの質問が早いのかも分かりませんが、大まかな部分で構いませんので、そのへんが明確であれば教えていただきたい。

またですね、同様の方法で佐賀地区の上分、佐賀高架の上分地区に、発生土を利用した土地造成が計画をされています。ここは、完成後は災害復旧後の仮設住宅建設用地等への利用予定、そして、この場合は、国土交通省と黒潮町が共同で計画をされていることもあってか、ボーリング調査や現地測量調査は国土交通省が実施を致します。

今回の業務委託8,800万円の中に測量業務委託などが含まれていますが、このあたりのですね、国土交通省

と黒潮町の事業分担はどのように今の段階になってるのか。

その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、宅地造成計画の総事業費、財源内訳、また、国土交通省との分担割合についてのご質問にお答え致します。

現在のところ、当事業における総事業費や財源内訳は資料として持ち合わせておりません。また、国土交通省との事業費の分担におきましても、今後の協議により進めていくものと認識をしており、現状での分担割合の協議も致しておりません。

今後も地元説明を丁寧に行いつつ、今年度の基本計画検討業務によって事業費を把握していき、事業費の算定、当事業における補助事業がどのようなものなのかなど、財源内訳についても高知県、また国へ、情報をいただきながら進めてまいります。

また、高規格道路での発生土の利活用となるわけでごさいます、国土交通省として施工できる範囲を今後協議しながら事業の分担を決めていきたいと考えております。

あと、最後の方に議員の方から説明がありました、地質調査、ボーリング調査の今回の業務につきましては、町の方で事業をしてみたいです。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

先ほど申し上げたとおり、ちょっと私が早い段階での質問でありますので、そのあたりはまだできてないということではありますけれども。

これ、ある部分概算的に考えておかなければならないのは、ひとつお聞きしたいのは、そしたらこの高台、造成地に高規格道路の発生土を持ってくるわけですので、そしたら町は、その発生土については、1 トン幾らかというふうな形にするわけですか。運んで、そこへ向いて造成に持って来るわけですね。どういうそのかわりがなるのか。

これ、もう一つ私が考えたのは、これ宅地造成だけのことでなしに、今回この概要を見たときにですね、相当その周辺整備事業にお金が必要だと思うんですね。例えば、高台を造るわけですので、その下の住宅地とか田畑とか、そういうところの水路の関係。それから、豪雨のときの雨水対策。例えば調整池の関係とか、いろいろな幅広い、この宅地造成に係る事業でなしに、周辺整備に係る事業費というのも相当増えると思うんですよ。やっぱりそういうことを網羅しておかないといけないと思うわけですね。

一つの例になりますけれども、これはちょっと十分な資料になってるかどうか分かりませんが、参考までにお話ししますけど。この庁舎建設、これをしたときのずっと概算を調べてみていたら、この庁舎建設にですね、27 億 8,500 万。そして、これは庁舎の本体、備品、システム、これはこの前の駐車場なんか入っているわけですが。そして、そのほかの工事。防災広場や道路整備、それから今私が言いました調整池の関係ですね、そういうお金に 10 億 3,500 万。合計で 38 億 2,000 万掛かってるんですね。大体。そしたら、そのうちですね、起債、借入金で 27 億 4,800 万円。それを一般財源とか、それから新しいまちづくり基金の取り崩しとか、それから、あそこの旧庁舎の移転補償費、これ 7 億 3,600 万か 700 万ぐらいやと思いますが。そういうもんを足して、結果的には自主的なお金が出たのは 5 億 3,400 万ぐらいになってるんですね。しかしながら、実質はそう

いう帳尻になってるけれども、その起債借入金、これは交付税で戻ってくる分もあるでしょう。いろいろあるから分からないけれども、実質的には27億4,800万円程度、お金が掛かっているわけです。それがやっぱり、この10年向こう、20年向こう。この間の全員協議会が予算査定があったときに副町長も言うておりましたけれど、これもまたプロジェクトが今後の大きな財政的な課題になってくるというお話をしておりました。そういうことを踏まえて考えるとですね、やはりそのへんは慎重にやっておかないといけないのではないかというふうに思って、質問もさせていただいたわけです。

それともう一つは、私どもが仮に自分とこの新しい家を建てるときに、50坪の家を建てるに、例えば50坪で坪60万円では3,000万要る。3,000万要れば、自分が持ちゅうお金が1,000万やったら2,000万借らないかん。いろいろそういうことを網羅してですね、自分ができるかどうかの判断をつかって、その新築とかいろいろやっているわけですので。割とこの行政というのは、初めの計画よりお金がどんどんどんどん増えて、これ10年向こうにどれぐらい金額になるか分からないですけども、そのへんをぜひ、担当者が代わっていても慎重にやっていってもらいたいという意味で質問をしたところですので、その点をよろしく願いしておきます。

それでは次に移ります。

2月中旬には地権者約60人の方を対象に説明会を開催、そして周辺地域の住民や関係機関などへの説明会を開催する予定となっていました。現段階での進捗（しんちよく）状況はどうなっているのか。

その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、宅地造成計画において地区説明会等の進捗（しんちよく）状況についてお答え致します。

今年2月15日から17日の3日間にかけて地権者への説明会を行い、対象者、関係者60名から測量立入りの承諾をいただき、3月議会へ基本計画検討業務をはじめ、測量、地質調査業務、そして宅地造成詳細設計業務の予算を計上し、議決をいただいたところです。

3月12日の新聞報道により、住民の方々から、事業ありき、近年の豪雨、台風での水害など、心配するご意見をいただき、入野地域において地区ごとに、この事業の必要性、また今後の方針の説明会を開催させていただきました。

4月12日の入野本村地区を皮切りに、5地区、7回の説明会を開催しております。万行地区においては、もじゃこ漁が延長されている関係でまだ開催しておりませんが、6月18日金曜日に開催することとなりました。

万行地区の説明会開催後に、順次、計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

順調に進んでいるということでございますので、担当課の方は相当忙しい思いをしていると思いますが、これからも頑張ってください。やはり一番大事なのは地域の人への説明会でございますので、その中で行政と住民が信頼関係をつくるということが第一条件でございますので、これからも頑張ってくださいと思います。

なぜこの質問をしたかといいますと、ちょっとさかのぼりますけれども、今課長が言いましたように、この後質問致しますが、佐賀地区の12区長が佐賀地区への高台宅地造成の要望があったときに、これも高知新聞の記事でございますけれども、町長は、大方地区の宅地造成も課題があり、本当にできるかどうか保障はない、というようなことをちょっと書かれておりましたね。そこはこう、私は自分ながらに心配して、少し考え方が

トーンダウンをしたかなと思ったんですけども、5月27日の、これまた同じように高知新聞の記事ですが、UR都市機構。こことですね、高台宅地造成事業への協力と町の防災対策や、復興に向けた取り組みなどの連携協定を結んだということでございましたので、これはもう事業は確定になってきたなという思いがしたわけです。

それで課長、今回の業務委託8,800万円のこの事業の中で発注されたものがあれば、そのことを教えてください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

先ほど答弁もさせていただきましたが、地区への説明会が先ほど言ったように万行地区がまだできておりませんので、その説明会終了後、地区の同意やないですけれども委託業務を発注させていただきたいというところを元に計画をしております、6月中に地区説明会が終了しますので、7月の入札に向けて準備を進めているところでございます。

その後順次、地質調査、測量委託業務等も、発注をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

それでは、今後宅地造成計画についての最後の質問でございますが。これは、今朝ほど矢野議員の方からも質問がありましたので重複する個所があるかも分かりませんが、その点をひとつお許し願ってですね、私なりに質問をさせていただきます。

松本町長の公約の中に、町内に安全な住宅地がないために若者が町外へ転出することもあるとあって、安全な住宅形成の事業化に取り組むことを掲げていました。また一方では、短期間での小規模住宅にも取り組みたいということでありました。

このことを前提にすると、当町の集落の点在や地域性、そして産業構造から見たときに、大方地域に大規模な宅地造成を計画するとともに、同じように津波、浸水想定や土砂災害警戒区域にある佐賀地域にも大規模な災害発生を想定した場合、安全、安心を求めた宅地造成計画は当然必要となってきます。このことがあって、4月13日に佐賀地域の区長12名から要望書の提出がされたものと思っております。

2カ月程度が経過したところでありますが、このことに対しての今後の取り組みについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは中島議員の、宅地造成の計画についての5番目のご質問にお答えしていきたいと思っております。

基本的には、矢野議員のご質問にお答えしてきた内容と同じになりますけれど、第5次の黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方の中でも、平時のうちから地域住民との協働による復興に関する基本的な方針等を検討し、事前復興計画を取りまとめ推進し、あらかじめ住民の安全確保と生活再建のバランスの取れたソフト、ハード面の支援策について、安全な住宅地の形成等を含め国や県と協議し、検討を進めるとしております。

高知県でも、昨年度より高知県事前復興まちづくり計画策定指針の検討を始めており、今年度中には策定指針が取りまとめられる予定でございます。

それを参考にしながら、今回頂きました要望書と併せて、黒潮町の事前復興計画を検討してまいりたいと考えております。また具体的な要望事項として、若者を中心とした復興デザイン協議会と産業振興協議会との設置の提案をいただいております。復興事前協議会につきましては、黒潮町事前復興計画を推進する中で検討することとなりますけれど、産業振興協議会については、高規格道路の佐賀インターチェンジの完成を見据えた取り組みのためにも必要ではないかと考えております。

そして、去る5月26日に、議員も今ご紹介いただきましたけれど、独立行政法人都市再生機構、通称UR都市機構でございますけれど、その西日本支社と、黒潮町における津波防災まちづくりの推進に向けた協定書の締結を行いました。その協定内容は、入野地区宅地造計画のみではなく、黒潮町全体の事前復興計画にかかわることができるものとなっております。

時間が少しかかるかもしれませんが、可能な方法を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

先ほど申し上げたとおりですね、大方と佐賀地区と、いろいろ人口割や産業構造、農業が主体、漁業が主体、東西へバランス良く当町は配置をされているわけですね。こういうふうに一局集中にならないようにですね、町全体の均衡は取りながら産業振興等発展を図るべきではないかと、私はこう思うわけです。

今の町長の方の最後の言葉にありましたように、URにもこの大方地区だけじゃなしに、ほかのことについてもいろいろ協力協定ができるようにやっています。ということがありまして、大変ありがたい答弁をいただいたわけですが。

そして最後に、ちょっとこう時間がかかるというお話が、答弁がありましたけれど、やっぱりここですよ、問題は。私が考えるには、今、この高規格道路の発生土において宅地造成ができる。そういう機会はないと思うんですね。今ちょっと大方地区の方がスタートが早かったわけですけど、同じように佐賀の方でも、そのいろいろ、その宅地造成する場所についての設定はあると思います。そのあたりの基準的なこととか、専門的な分野をこのURにですね、URさんの方をお願いして、いろいろと協力していただいて、お互いが同じような形で宅地造成ができていかないかと思うわけですね。これ、確かに時間もかかるろうと思うがですけども、今、その時間がかかるからという形で取り組みが遅れてくると、まだまだ遅れてくると思うんですね。

これは一つの機会としてですね、いろいろ、できるできんこと等は分かりませんが、そういう方向性を見出すようなお考えはありませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、中島議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

議員ご質問のとおり、それなりの知恵を使ってできるだけ早く対応できるように努力はしてまいりたいと思えます。

ただ、一遍に事業化というのはなかなか難しく、やはりかなり多くの人が集まって知恵を出せば、そして専門機関のご意見をもらえる場につきましては、早い段階でつくっていきたくて考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番 (中島一郎君)

今朝ほども矢野議員からもありましたけれども、私の方にもありました。

30 代と 40 代の方がですね、今、佐賀地区の津波浸水区域の中で新築をしております。その人なんかの話聞くと、できれば高台移転をしたいけれども、今の若い方は自分だけのことでなし、家族や子どもの教育なんかのことを非常によく考えているんですね。やはり、その佐賀地域において佐賀の風土に慣れ、佐賀のみんなと子どもたちも勉強をして育っていつてもらいたいという。だから、津波のことを考えたらおとろしいけど、もうそんなことを待ちよっても仕方がないし、建てないかんというような考え方で、今 2 名の方が基礎工事をやっておられます。そういう思いを見たときに、今も申し上げたとおりですね、行政がほんとに一生懸命取り組んでいると思いますけれども、そういう気持ちを含んで、一日でも早くそういうことに取り掛かるように最後にはお願いして、次の質問に移ります。

2 の防災対策についてです。

当町には津波避難タワー 6 基が整備されました。そのうちの佐賀地区津波避難タワーの状況判断としては、タワー本体は国の設計基準に基づき整備をされているために、津波による倒壊は心配ありません。しかし、階段やスロープなどの付帯構造物には基準がないために、津波や漂流物の影響で階段などが流出した場合を想定しておく必要があります。このため、津波の浸水が解消された後の脱出方法として、避難タワーに、はしごや脱出用のシューター、すべり台などの取り付けを、私も平成 30 年 9 月定例会の一般質問で要望したところですが、今年の 3 月には、町の方で救助袋の設置をしていただきました。

その後、3 月 19 日の高知新聞では、南海トラフ地震に備えて、県内では津波避難タワー 114 基が整備されているものの、そのうちの 4 分の 1 については階段やスロープが津波で流出し、津波避難タワーを降りることができなくなる恐れがあるということで、脱出用の装備が求められていました。

本町の津波避難タワー、残りの 5 基についても該当する避難タワーがあるのかどうか、その点をお聞きをするとともに、該当するものがあれば、その装備計画についてお聞きを致します。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

それでは中島議員の、救助袋設置の避難タワーについてのご質問にお答えしたいと思います。

津波避難タワーにつきましては、町内、黒潮町内に 6 基建設されております。全てのタワーに共通する構造設計の考え方として、建築基準法に基づいた設計を行い、安全性が担保された施設となっております。

しかしながら、中島議員のご質問のとおり、階段やスロープなどの付帯構造物については非構造部材でありまして、地震、津波に対する照査の基準がありません。

また、漂流物に対しても矩体本体への衝突を防ぐ緩衝柱の設置などを施しているところですが、衝突により、付帯構造物が破損してしまう可能性も考えられます。

このことから、佐賀地区津波避難タワーを使用する 6 地区で組織します佐賀地区津波避難タワー協議会では、避難フロアから地上まで 22 メートルある佐賀地区避難タワーについての移動に対して協議をしてきたところがございます。対応策として、避難フロアへの緩降機や垂直式救助袋等の設置が考えられましたが、検討した結果、垂直式救助袋が適しているということで、昨年度、佐賀地区の避難タワーに設置をしたところがございます。

その他の黒潮町の避難タワーにつきましても、あかつき館と隣接する浜の宮津波避難タワーを除く 4 基につ

いては、付帯構造物の流出、破損等により地上に降りられない可能性がございます。その他タワーは佐賀タワーに比較するとフロア高が低いことから同様の施設以外の設備も考えられるため、使用地区と協議の上、それぞれのタワーに適した整備の設置について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

避難タワー4 基について整備が必要ということでございますので、ぜひ、一日でも早くそのことが達成できるように努力をしていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

災害時に消火栓が利用できない場合に、集落を火災から守る頼みの綱は防火水槽しかありません。この対応策として、耐震性の高いタイプの防火水槽や水道施設の整備強化が望まれ、計画的に耐震性防火水槽の整備がされておられます。

この今後の計画についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、耐震性貯水槽の整備、計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

耐震性貯水槽につきましては、これまで整備が行き届いていない所や住宅地の広がりにより必要となった箇所を中心に、地区や消防団の要望を受けまして、その必要性について消防署等と協議した上、国庫補助を利用して、平成 26 年度より年間 2 基ずつ整備をしているところでございます。

中島議員ご質問のとおり、災害時に消火栓が使用できなくなった場合の頼みの綱として耐震性貯水槽の設置が必要なところでございます。しかしながら、用地や施工に伴う交通規制等の関係等で設置場所が限られているほか、施工費が高く事業費に占める国庫補助額の割合が低いことから、年間に多くの整備ができない現状もございます。

今年度、繰越事業である横浜地区のほか、下田の口地区を実施予定でございます。また、中ノ川地区でも整備予定でしたが、用地の調整がつかなかったことから整備箇所について選定中でございます。

耐震性貯水槽について、道路地下等公共用地を中心に設置してまいりましたが、近年は地区から要望があっても設置希望個所に耐震性貯水槽が工法的に設置できないことにより、計画を見直す事例が発生しております。

今後につきましては、用地が限られていることや施工費が高いことなどから、地区、消防団の要望や消防署の意見を聞き、真に消防水利上、必要、また有効な設置箇所を選定し設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

課長が言いますように、やっぱりこの防火水槽なんかは用地の問題が一番だと思います。それから事業費等々も出てくるわけですが。

ちょっとこの私なりに心配したのが、今現在、過去の設置状況を見てみますと、一施設当たり 800 万から 1,000 万近くの工事費が必要となっております、その 40 トンの耐震性の防火水槽では、木造造りの 1 軒程度の火災

対応しかできないといわれているわけですね。40 トンで。そのことを考えた場合に、今こう用地の問題とか事業費の問題等あるわけですが、この、私は反対に、木造住宅の密集地は消防車が入りづらい場所で、もう少し大型化されたこの防火水槽が必要と、自分は思ったわけです。

これはなかなか用地等の問題がありますので、そのことを言われたらもう終わりでございますけども、そこらあたりの対応策も今後必要ではないかと思ったわけですが。

この件がちょっとこう、見解持ってればお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

基本的には、この施工上 40 トン型ということを中心に整備を進めています。基準の、最低限が 40 トンということなので、それを中心に整備をしています。

ただ、先ほど申しましたように、40 トン型ですらなかなか、設置する、しかも地区が要望する個所、また消防署が必要とする個所に関して、大型のものが設置しづらい状況となっています。そういった地区に関しましては、ちょっと 40 トンでも形状を変えた形、そこでも設置できるような形の貯水槽を設置していますけども、それに関してもなかなか施工性、また、そうなってくると耐震性貯水槽自体の費用も高くなるといったところから、なかなか整備が進んでいない状況もございます。

おっしゃられるように、災害時には防火考えた際に耐震性貯水槽といったものは必要と考えています。先ほども答弁しましたように、その必要性等は十分認識しているところでございますので、その耐震性貯水槽を利用する地区、また、消防署、消防団とも話をしながら、必要な個所については今後も検討してまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

分かりました。

そしたら、カッコ 3 の方へいきます。

入野地区の城山団地に防火用と災害時の飲料水として利用するために、耐震性貯水槽 40 トンを整備することになっています。震災火災対策の面からも、大変重要視されるところであります。

既存の水道施設の立地条件や施設規模にもよりますが、こういうことが整う地域においては、これと同様のものを今後計画することも必要と思われませんが、今後こういう計画があるのか、ないか。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ 3 の耐震性貯水槽の整備について、お答えを致します。

城山団地の耐震性貯水槽につきましては、本年度、都市防災総合推進事業交付金を活用しまして整備を致します。現在の計画期間は、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間となっており、耐震性貯水槽の計画につきましては、1 カ所のみとなっております。

耐震性貯水槽に掛かります経費としましては、設計委託料に約 600 万円、工事請負費に約 7,000 万円と、多

額の経費が必要となるため、今後、計画的に進めていくには、有利な補助事業がないと財政的に困難な状況でございますので、新たな補助事業の計画が必要となります。

また、貯水槽内の水は常時循環させて水質の劣化を防止しなければならないため、一定の給水世帯がなければ、貯水槽内で滞留をし安全な水質の確保ができなくなりますので、整備に当たっては、避難所の場所や立地条件等について十分検討が必要と考えます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

なかなか、私もこの耐震性の貯水槽 40 トンは相当お金が掛かるということは知っておりましたが、事業費に 7,000 万程度掛かる。そして、有利な補助金があればというお話があったわけですが。

これ、素人ながらに考えればですね、先ほども言ったように宅地造成と一緒に入野地区が人口も密集しているから効率がいいと思いがたですが、この水道施設の施設状況を見たときに、私は、上川口辺り、そして佐賀が対象になる伊与喜の避難所になってます、伊与喜小学校辺りが。そこら辺りを、やっぱりこの均衡の取れた防災対策の施策としてやっていった方がいいのではないかと、そう思ったわけです。やはり人口が多いからそういう理屈も分かりますけれども、この地域性を見た、黒潮全体のバランスから見たときに、水道施設とか、そういうことも考えていただければと思うつもりで質問したところでございますけれども、なかなか。設計委託に 600 万、この貯水槽設置に 7,000 万と言われると、なかなかふといお金だなと思っております。

それ以上は次の課題として置きまして、最後の質問の 3、児童福祉関係について質問を致します。

カッコ 1 でございます。ヤングケアラー支援についてお伺いを致します。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うケア責任を引き受け、家族や家事の世話、介護などのサポートを行っている 18 歳未満の子どものことであります。

今回、兄弟や家族の世話をしている 18 歳未満の子ども、ヤングケアラーの支援の実態調査が、初めて厚生労働省、文部科学省共同で行われました。この調査結果によると、世話をしている家族がいると答えた中学生が 5.7 パーセント、約 17 人に 1 人。そして、高校生の場合が 4.1 パーセント、約 24 人に 1 人の割合となっております。このうちの 2、3 割は、身体に障がいがある父母を世話しているようです。

世話をしている中学生、高校生の 6 割以上の方が、誰にも相談することなく、世話に必要なとされる時間はまちまちであるが、このことが学業や進路への影響だけでなく、社会的な孤立を招くことも指摘されています。

このように、世話をしている中学生や高校生から声を挙げることは困難な状況になっており、国の方針としては、福祉サービスにつなぐ仕組みを整備し、相談窓口拡充などの支援が求められています。地方自治体では、教育、福祉、介護面における研修を重ねることで、社会的認知の向上に努めることが望まれます。

このことを踏まえて、当町にも対象となる中学生、高校生はいるのか。

この問題の取り組み等をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは中島議員の、ヤングケアラーの問題についてお答えをさせていただきます。

最近マスコミ等で、ご質問にありますヤングケアラーの問題が取り上げられております。

厚生労働省によるヤングケアラーの定義につきましては、今委員からご説明のあったとおりでございます。

そのため、国では本年 3 月から、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクト

トチームを立ち上げ、先月その報告書が取りまとめられたことにつきましても、ご説明のあったとおりでございます。

町内中学生、高校生にそのようなヤングケアラーがいるのかというご質問でございますけれども、町内中学校においては、そのような生徒はいないという報告を受けております。高校においては、聞き取り等は行っておりませんが、一部の高校関係者からは、プライバシーの問題から回答は困難と、返事をもらっているところでもあります。

国の調査では、家族の介護や世話により、生活への影響から、ネグレストや心理的虐待に至っている場合があることが指摘されておりますので、今後、要保護児童対策地域協議会、要対協のケース会議等では、このヤングケアラーではないかという観点から、家族の要介護者等の有無や、その支援の状況、学校の出欠状況などを共有し、見立てをしていきたいと思っております。

また、学校におきましては、教職員は子どもと接触する時間が長く、その変化に気付きやすいことから、子ども本人の観察や、保護者が学校にかかわる機会において、家庭における子どもの状況に気付き、校内支援委員会やケース会議等において関係者で情報共有をするという取り組みが必要になってくると思います。

そのためにも、教育関係者がヤングケアラーの概念に対する正しい知識を習得する必要がありますので、今後、文部科学省、厚生労働省の研修会等が実施される場合には、積極的に参加をしてまいります。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

この質問はですね、教育一番真面目な分は分かっちゃうがです、僕も。その福祉と介護のこともありましたので町長の方からもお聞きしようと思いましたがですけれども、それほど内容は変わらないと思いますので。

（議場から何事か発言あり）

ほいたら、今の答弁が行政の答弁ということですね。はい、分かりました。

ぜひですね、これなかなか、今教育長の方からありましたけれども、高校生はプライバシーの関係があっとうんぬんとか、いろいろあります。今お話があったがですけど。このプライバシーとか個人情報とか、こういうことが福祉とかこういうもんで入ってきたら、なかなかこの解明することは難しいと思うがです。それなかなか、どういう取り方するかは別としてですね。そこらあたりがやっぱり、今後のその教育、福祉、介護に担当する者の知識の習得、研修等々の重ねることによって、継続することによってですね、このことがかなうことになってくると思いますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしておきます。

それでは、最後になりますが、障害児通所支援事業についてお聞きを致します。

障害児通所支援は児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要とされる訓練、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスのことです。

この支援は、利用される方の状態や年齢に応じて児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などに分かれています。主に放課後等デイサービスを例にとって質問を致します。

これは、学校就学中の障がい児 18 歳以下を対象として、学校の授業終了後や休業日に通所しながら、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流を行うものであります。この訓練を受けるために、町内の数名の児童が家族とともに月 2、3 回程度、町外の施設に通っているようであります。

この事業の実施把握と今後の取り組みについて、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは中島議員の、放課後等デイサービス等、デイサービスの実態と今後の取り組みについてのご質問にお答え致します。

放課後等デイサービスについて、町がサービスの支給決定を行っている児童は、令和3年5月1日現在で11名となっております。

幡多圏域で放課後等デイサービスを実施する事業所は、四万十市に3カ所、宿毛市に1カ所の4カ所ございますが、事業所数に限りがありますので、いずれにしましても黒潮町の利用者は遠方まで通っている現状がございます。

事業所を併用して利用している児童も多く、一般的な子育て施策では支援が難しいご家庭にとって学校の休業日や放課後に過ごす場として必要とされております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、数少ない支援の場も制限されたこともございました。

町としましては、障害児等の保護者がいつでも相談できる場所や、交流できる機会の確保、また障害児等が安心して過ごせる場所の確保について、町内外の関係機関と協議を継続しながら、引き続きニーズの把握を行い、必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今、課長の方から回答となる、支援決定がされた児童が11名、そして通所されている所が、四万十市に3カ所、宿毛市に1カ所ということでしたが。

これ、今後も支援していくということですが、もうちょっと踏み込んで質問したいがですけれども。

この町外の施設に通所している状況は今分かったがですけれども、この、課長の方からもちょっとありましたけど、なかなか若い方の共働きの家庭において、時間割等によって通所することがなかなか苦慮している状況にあるわけですね。

これは法的な規則となると思いますので私どもの素人には分からないわけですが。まあ、一例としてこの通所支援事業をですね、町内の福祉団体等で行うことができないかどうか。そのあたりについてお聞きを致しますが。

ちょっとその先いきますので、その法的な根拠としてできる可能性があるかどうか、お聞きしたいがですけれども。それであれば、福祉団体で、町内の、できるかできないか。そして、やる考えはないか。

そこまでも突っ込んでいきますので、よろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

法的根拠という部分ですが、法的根拠は、事業者がございましたらできるものと思っております。

放課後等デイサービスにつきましては、事業所自体が、ニーズのある所において事業展開している状況でございます。

事業所を始めるということは、経営をしていかななくてはなりませんので利用者や支援者を確保する必要があ

りますけれども、双方ともに少なければ事業所の経営自体が危ぶまれる状況になります。

議員が言われますとおり、町内にあれば、利用する保護者やその子どもの負担も少なくなり理想だと思われます。しかし、町内では福祉人材の確保において難しいと思われるため、町としましては、障害児保護者会交流会との協議をしながら、そこへの支援をすることで、事業所を補完した活動をしていただくことができればと考えております。

今後も、障害児保護者会交流会と協議をし、ニーズを把握をしながら事業展開をしていく予定でございます。以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

分かりました。

なかなか、運用していくというのは難しいことだと思いますけれども、十分ですね、障害児の保護者会と協議をされてですね、きめ細かな相談等できるように、そういう場もぜひ設けていただきたいと思います。

これも、その通所する児童数の人数にもよるとは思いますけれども、そこらあたりも考慮してですね、できれば町内でもできるような形をとっていただければと、最後をお願いをしておきます。

3 問について質問を致しましたけれども執行部から簡潔な答弁をいただきましたので、これで私の質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、14 時 50 分まで休憩します。

休 憩 14 時 34 分

再 開 14 時 50 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、濱村美香君。

5 番（濱村美香君）

通告書に基づき、本日は1つの項目について5つの質問をさせていただきます。

初めに、通告書の訂正をお願い致します。

カッコ1の所ですが、平成29年度とあるのが令和元年度の間違いでしたので、訂正をお願い致します。

その下、3行目の所、昨年9月以降とありますが、子ども会議が実施されたのが10月22日でしたので、10月以降ということで訂正をお願い致します。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に気をもむことの多い毎日ですが、子育て、教育の現場も日々感染対策を行いながら動いてくださっています。子育て、教育の場面において、子どもの安全は最優先課題であると考えます。保育園や学校教育の現場においても、日々安全への配慮は行われていることと思います。

黒潮町では、令和元年度と令和2年度に、子どもの命を守り、生きる力を育む黒潮町民会議が開催されています。子どもの安全は大人たちのまなざしの先にあるというテーマでの講演や、2回目には、救命措置が行われず子どもを亡くした桐田さんのお話しで、緊急時の対応やAEDを使用することの重要性を訴えてくださいま

した。命の大切さを感じ取り、また、共有することができたと思います。そこで、子どもの安全について質問致します。

カッコ1、黒潮町民会議以前の令和元年度と令和3年4月現在のAEDの設置台数は、公用49台、事業所9台でした。設置台数や設置場所に変化は見られていませんが、昨年10月以降、教育委員会は情報防災課や住民課、事業所または消防署との協議が行われたか問います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、濱村議員のAEDの設置について関係課と事業所との協議についてお答えをさせていただきます。

まず、議員が申されましたご講演の中にありますASUKAモデルについて、少しご説明をさせていただきたいと思います。

昨年10月22日に開催致しました、子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議におきまして、講師としてお招きしました桐田さんと桐淵さんに、子どもたちの命を守るためにASUKAモデルへの思い、と題してご講演をいただきました。

このASUKAモデルは、平成23年9月に、当時小学校6年生でした桐田さんの長女であります明日香さんが駅伝の選考会で1,000メートルを走った後、突然倒れ、救急隊が到着するまでの11分間、AEDの使用などの救急措置が取られずに翌日に亡くなるという悲しい事故が学校内で発生しました。この事故はAEDが急速に普及しつつある中でAEDを活用して救命することの課題が浮き彫りになりました。そのため、再発防止には死因を究明するだけでなく、正しい判断と行動ができるように分かりやすく表で示し、迷った場合は胸骨圧迫とAEDの使用を明記した事故対応テキスト、ASUKAモデルが誕生しました。

議員ご質問の昨年10月以降、情報防災課や住民課、事業所との協議は行われたかということにつきまして、関係事業所との協議については実施をしておりません。が、ご講演をお聞きした直後に行いました黒潮町執行機関会議におきまして、AEDを使用した救命講師を実施することについて各課で進めること。そして、併せて各課で所有するAEDについてすぐに取り出せる場所に置き換え、AEDの表示を明確にすることを協議致しました。

これを受けまして教育委員会では、現在配置していますAEDの台数を再度確認し、これで対応できるのかと検討を致しました。その結果、令和3年度に15台の増設を当初予算に計上し、ご承認をいただいたところでございます。その内訳は、保育所および小中学校に各1台の増設に加えまして、適応指導教室のくじらルームへの配備を計画しております。保育所、小中学校への増設につきましては、野外での活動も頻繁に行われているということもございまして施設外へ持ち出して、それを想定致しまして導入を決定したものでございます。

今年度配置するAEDと合わせまして、教育委員会では合計31台のAEDを管理する予定としております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

ありがとうございます。

台数については15台を増設していただけるということで、しかも屋外で活用できるように使いやすい場所に設置していただけるということで、とても安心をしました。

私がなぜ疑問に思ったかといいますと、2年前の令和元年の5月広報にAEDのマップ、今年の今月号に掲載されていました。その設置場所も設置台数も、ほんとにページの所の元号しか変更がないような、もう今言うコピペみたいな感じでそのまんまの一言一句変わらないままで掲載をされていました。なので、AEDの必要性を共有できた町なのに、何だかこうAEDに対する向き合い方が変わってないなというのをちょっと疑問を感じたところでした。なので、その後の動きというのがとても気になっていました。で、学校施設にあれば、土日祭日、長期休暇のときにはなかなか地域の子どもたちや地域住民の方たちがその場所、AEDを上手く活用することができるのかとか、そういうこともいろいろ考えたりしてみました。

これから黒潮消防署等とも協議をして、機械があるだけではなかなか私たち未知の世界のものは使い難いというところもあるので、地域の方やその学校現場の先生方に講習の機会を用意していくかどうか、というところを教えてください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

救命講習の実施の状況いいますか予定ということでございますが、現在、各保育所と学校では毎年度、水泳の始まる6月のこの時期にですね、黒潮消防署から救急救命士に来ていただきまして、普通救命講習を実施しております。しかしながら今年はですね、新型コロナウイルスの感染防止対策のため多くの方々が集まるそういう研修会などを自粛をしております、なおかつ、現在県内では特別警戒中であるということからですね、従来の多くの方々が集まって講習会というのは消防署の方でもできない状況であるということをお聞きしております。

従いまして、感染状況を考慮致しまして、講習の形とかですね、それから一定の制限などを行いながら実施するということになります。例えばですね、各学校におきましては教員、例えば教頭が黒潮消防署で普通救命講習を受講して、それを教職員や保護者に伝達講習、指導者となって伝達講習をするという。そういうふうなですね、それぞれ工夫を凝らして感染防止をしながら救命講習を行っていくこととしております。

残念ながらですね、町民の皆さんに対する講習については、教育委員会としては予定はしておりません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

伝達講習等で使い方の伝達をしていくっていうところは、ぜひよろしくお願い致します。

先日、黒潮消防署に問い合わせをしました。そしたら、コロナの感染の状況にもよりますけども、少人数、4体模型があるそうで、4名までだったら緊急を要する場合の優先しながら講習は実施できるということをおっしゃっていました。

なので、新任の学校の先生や保育士さんや、とにかく直に子どもたちとかかわる職にある方を優先的に訓練の申し込み等をしていただいて、一日でも早く使い方、自信持って使えるようにしていただけたらというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

今のAEDの講習ですけれども、昨年度この会議で非常に我々も桐田さん、桐淵さんのお話を重大に受け止めて、我々のこのAEDの使用に対する準備の仕方、これが非常に甘かったというのを痛感を致しました。そのために今次長が説明しましたように、学校保育所にはそれぞれ今1台あるんですけれども、外に持ち出せないという状況があったので、可搬式のやつを増設をしたということになります。

併せまして、保育所、小学校、中学校、それから我々教育委員会の事務局全員に、4月中にAEDの講習を悉皆、全員受けるように実は準備をしておりました。全て日程も組んで、何月何日どこそこ小学校でというふうに組んでおりましたが、今説明がありましたように、幡多中央消防の方がしばらく集団での、大体10名単位で講習をするんですけれども、それについては少し控えさせてもらいたい。見合わせてもらいたいというお話がありましたので、いったん延期を致しました。で、今言いましたように署に来ていただければ少人数で対応できますというお話は伺っておりますけれども、なかなか保育所、学校につきましては現場を離れてということにはなかなかならないので、署員にそれぞれ保育所、学校を巡回をする形でそもそも日程を組んでおったんですけれども、それが今できないという状況でございますので、これにつきましてはコロナの安全が確保できるような状態になりましたら調整をして実施をしたいと思っておりますし、なお毎年度、4月中には毎年全員が必ず1回AEDの講習を受けるということを義務付けをしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

これからしばらく集団での何か講演をするのであれば、講習を受けるとかいうことはほぼ、しばらくの間難しいというふうに私自身は思っています。

なので、一度にまとめてっていうことにはとても無理があって、もう0か10かみたいなところではなく、やっぱり1でも2でも3でもっていう、少人数での計画を組んでいくというのも一つの新しい形なのかなというふうには思っています。

そういうふうに発想の転換はできませんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それにつきましては先ほど次長の方が、職員が代表で出向いて、少人数で受講したものを伝達をするという方向になろうかと思っております。

全員の職員が3、4人ずつ交代でというのはですね、少し授業時間の確保とか、保育士の確保の問題とかで少しちょっと厳しいかと思っておりますので、先ほど次長が説明しましたように、代表の方に参加をしてもらってという形は取れると思っておりますので、これは実施するように準備をしていく予定になっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

私と少し考え方が違うかもしれませんが、代表で伝達を受けるのと一度も触ったことがない、見たこともない初めてっていう方には、やっぱり直接専門から指示を受けた方がいいと思います。一度受講をしたらそんなに毎年受けなくても、よほど機械とかの変更がない限りは覚えているものだと思います。取りあえず新

規の職員等には、私はきちんとした知識で伝達してもらってたら、しばらくはその知識が有効かと思われま。そういうふうになんと柔軟に毎年全員が受講という必要もないかなあというふうに思うんですが、そういう講習を受けたことがない人を優先的に少人数で講習を受けていくという形もあるかと思ひます。

それでですね、広報の中なんですけど、子どもたちも見るかもしれません広報、見ると思ひます。そのときにマップの一覧表を見たときに、旧北郷小学校、旧伊田小学校というのがあります。伊田小学校はまだちょっと新しいんですけども、旧北郷小学校というのを知っている子どもたちがいるかなあというふうに思ひます。もう集落活動センターと位置付けられて、もう8年が経過しています。それなのに、この一覧表のマップの中には旧北郷小学校としか明記がありません。もうそろそろ変更をして、カッコ旧北郷小学校というふうになりにした方が、より町民にとっては親切ではないか、子どもたちにとっては親切ではないかと思ひます。伊田小学校については、原稿を作る時点であったかふれあいセンター白田川という所に位置付けがなされてなかったかもしれないので、また次年度、こういう記事が出るときには改正をお願いしたいなあというふうに思ひます。

あったかふれあいセンターにはたくさんの子もたちが集まっています。なので、そこにAEDがあるってこともとても大事なことだと思ひます。

それから、教育委員会ではないかもしれないんですけど、福祉避難所であるあったかふれあいセンターにしきの広場にもAEDは設置されていません。なので錦野団地を見ると、どうしても小学校、中学校、高校というふうにな、あそこの3カ所の学校施設にしか配置されてないようにな思ひますね。でも、団地で住んでる方、上の方の方もたくさんいますので、やはり公園の近くであるとかどこか設置できる所があればそこら辺にも設置をしておいた方が、いざというときに学校が休みのときに、というふうにな思ひたりはしています。

その点についてはいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思ひます。

議員おっしゃられるように、AEDというのはいより多く設置されてる方がいざというときに使用されるということになりますけども、やはり使用するに当たって、割と近くにある所というところもありますので、そうした所に関しては現状のAEDのある位置を分かっていたら、そこを周知することが必要かと思ひます。

ですので、今議員がおっしゃられたように広報に対する表記であったりとか、そういったことはより分かりやすく伝えるようにしていきますし、また、今後のAEDに関しまして現状町のAEDに関しては、今、これから増設する計画というのはいございません。ただ、そこの中でもここにあれば命を救うために必要といった所、そういった所がまた出てくるようであれば、その整備に関してもいろいろな状況を勘案しながら検討してまいりたいと思ひます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

今防災課長が、表記については改善していくというふうにな言ってくれましたけども、台数を増設する予定はないというのはい、教育委員会が回答してくれたこととは別のことなんでしょうか。教育委員会は15台増設するけども、情報防災課としての増設はないという。

分かりました。

それでは、地域のその拠点に対する AED の設備設置についてはどうでしょうか。あつたかふれあいセンターにない個所が何か所かあるんですけども。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えします。

あつたかふれあいセンター等、やはり必要性というのはあると思います。

ただ、先ほど言いましたように現状でいくと計画がないところがございますので、先ほど答弁しましたようにその必要性等を勘案しながら、また計画等を考えていきたいと思っています。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

今後計画をされるときにですね、あつたかふれあいセンターにしきの広場は福祉避難所にも指定をされております。なので、ちょっと災害においてちょっと心身共に困憊（こんぱい）された方が障害を持っていたり高齢であったり、いろいろな状況で来られると思うので、私は必要ではないかと思っています。

なので、そういう福祉避難所への設置等も含めて今後増設をしないと切り切るのではなく、やはり必要に応じて増設もありということ、増設、移設もありということで検討をお願いしたいと思うんですが。

そこはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えします。

決して増設しないと断言するわけではございません。先ほど言いましたように、今後いろいろな状況を見た中で必要と思われる個所に関しては、今後設置を検討していきたいと考えています。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

ありがとうございます。

それでは、カッコ 2 の質問に移りたいと思います。

AED の機械はかなり高額で、新規購入には経費が掛かると思います。先ほども、簡単に増設はできないというのが分かりました。現在設置しているものの有効活用が大切になってくると思います。

カッコ 2、AED 設置管理者は使用頻度、実態の把握や、点検等の維持管理は行っているのでしょうか。

現状を問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、AED の使用頻度、維持管理についてのご質問にお答えしたいと思います。

AEDは通常、救急隊が来るまでの現場での応急処置として使用されます。町の設置するAEDにつきましては、使用した場合は管理者である町に黒潮消防署より連絡がありますので、実態については把握することができません。

平成30年1月から今年3月までの間に1件の使用となっています。その他の町内でのAEDの使用については、黒潮消防署の記録によると3回の使用となっていることとございます。

維持管理に関しましては、町、情報防災課の方で管理しておりますAEDにつきましては機種により異なりますけれども、バッテリーを2から3年、パッドを2年、本体についても耐用年数である7年から8年で交換をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

その点検維持管理等は全箇所、この49カ所全部が情報防災課の管轄というか責任で実施していただいているという認識でよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えします。

情報防災課、24台整備をしております。その24台について、先ほど申しましたサイクルにより維持管理をしているところでございます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

教育委員会と致しましては、現在、各学校など配備しておりますAEDの本体の使用年数が6年ということになっております。耐用年数が過ぎる前に新しいAED交換できるよう、整備した年度と更新をする年度を一括管理をして教育委員会で行っております。

その教育委員会で購入したAEDにつきましては、整備台数と整備箇所などを情報防災課と情報共有をしております。地域で発生し得る、もしもの事態に備えて対処がいつでもできるように整備をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

教育委員会と情報防災以外の管理の、町民館等はどちらが管理をされているでしょうか。町民館も防災が管理して。

管理部署が幾つかあるんですね。情報防災だけでなく町民館等だったら、町民館というふうになってますか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

公用 49 台というふうになっておりまして、先ほど情報防災課が 24 台、教育委員会が 16 台というふうにあります。そして町民館が 2 台、佐賀の町民館に 1 台、産業推進室に 1 台、黒潮消防署に 1 台、そして県の施設に 4 台ございます。そして事業所にも 9 台ございまして、それぞれの施設の所で管理をしているということになってございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

49 台あってもどこかが抜けていたら、結局そこを使用しようと思って行った人が使えなかったということがあったらいけないので、やはり管理する人の責任の所在というかそういうのはきっちりしておいて、きちんと定期的に点検、維持管理ができることをお願いしたいと思います。

厚生労働省からも、定期的な点検がいざのときに有効に活用できるというふうに示されています。A4 の表裏ぐらいの分かりやすい表示で示されていて、やっぱり役場が毎回行かなくてもそこで携わる人たち、そこで施設管理をしてくださる方が簡単にできる方法であると思っていますので、やはりそこは連携して常に磨耗していないかだとか、そういうこととかはしてもらった方が、全部町がするっていったらきっと行き届かないこともあると思うんです。台数がまた増えてきたら、なおのこと抜かりが出てくると思いますので。設置している場所の管理者等にも、地区であれば、集会所であれば区長さんに何カ月に 1 回とか、ちょっと中を開けて見てくださるとか、そういうふうなことをお願いしていったらどうかというふうに思います。

どうしても管理が高齢化等、多忙等で忙しいという地域、集会所等については、やはり町の方で手助けをする、支援をするという形を取っていく必要があると思いますので、どういうふうな点検をしているかだとか、あまりこう難しい専門的な点検というよりも日々の点検、確認というかそういうものが示されていますので、またそういうふうな簡単に点検ができれば管理も難しく感じないことと思いますので、そこもよろしく願い致します。

続いて、カッコ 3 の質問を致します。

町内の AED の設置場所において、土日、祭日、日中夜間問わず、常時使用できる場所は何カ所ありますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、AED 設置場所の常時使用できる個所についてのご質問にお答えしたいと思います。

黒潮消防署に設置しています AED につきましては、土日、祭日、24 時間使用できる状況になっております。

町で管理している AED につきましては、役場や小中学校、保育所、集会所等の建築物に設置されていますので、施設が施錠されている時間帯があることから、常時施設内に入り取り出すことができないのが現状でございます。

ただ、使用する際には、いずれも AED 設置個所付近のガラス等を割って使用していただいて構わないということにしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

AED 設置のマップを見てみますと、やはり常時誰かいて持ち出しができる、借り出すことができるっていう所が黒潮消防署や、あと宿泊施設 2 カ所ぐらいにしかないんですね。子どものことを中心に考えると、そこまですべて常時夜間等使える必要はないと思うかもしれませんが、やはりこの日中夜間問わず、土日祭日問わず使える場所っていうところも。先ほど、学校の方は屋外の方に活用できる場所を増設してくださるということだったので、その点については安心を致しました。

集会所等でも常時管理者がいないので、区長さんの家を探して鍵を借りて開けるっていうところがなかなか、実際には難しいんじゃないかなというふうに感じています。地域の方だったら区長さんが誰だかどの家だか分かるんですけど、やっぱりよそからたまたま来ていてとかいうことで AED 設置してますという張り紙を見ても、ガラスを割ってまでというのはなかなか勇気が要ることで、やはり消防署の救急車の到着を待つ方を選択するかなというふうに思います。割っても構わないので命にかかわるときにはそれを活用してください、ということですね。

先ほど福祉避難所とも言いましたけれども、集会所においても 3 カ所、高台に移転した避難集会所があります。そこへの設置も、今後は検討に入れていただけたらというふうに思うんですが。

現在、その常時使える事業所等が少ないわけです。今 9 カ所の事業所の協力得て AED 設置してもらっているわけですけど、今後、事業所へのお願い等の予定はありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

この AED マップの方に事業所の方を載せさせてもらったのは、平成 30 年以降になっています。それまでは公用の分しか載せてない状況でございました。それから議会等でもご指摘をいただいて、事業所等を載せるべきではないかということで、その際は、やはりこういった形で全体にその AED がある個所を町民の方に分かっていただくことは必要だろうという考えの下、事業所等にも商工会を通じてアンケート調査を行なっております。

そうしたところで、現状でご協力いただいた事業所というのが 9 事業所となっておりますけれども、またそれから以降、また状況も変わってきている所もございます。そうしたところから考えると、やはり命を守るための AED というのは心肺蘇生に続く行動として必要なものなので、そうしたことも含めてまたそういったことをご協力いただくといったことも、また今後は考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

最近、新たに開店したその量販店等もあります。土日祭日問わず開店しているということもありますので、またもし事業所等に協力が得られるならば、そのようなたくさんの方が行き交う所ということも検討に入れていただけたらというふうに思います。よろしく申し上げます。

続いて、カッコ 4 の質問に入ります。

カッコ 4 では、大人のまなざしについての質問です。第 1 回目の黒潮町民会議は、子どもを地域総がかりで見守り、子どもの命を守る環境をつくろうと企画されていたと思います。全国各地で巻き起こる事件や事故から子どもを守る。虐待やいじめのない地域をつくろう、そのような思いが内包されていたと思います。

黒潮町の教育基本計画第3章では、施策の方向性と具体的な戦略、事業計画が示されています。その中の一つに、マル10番なんですけど、命の教育を基本とするという項目があります。学校、家庭、地域、関係機関と連携し、人権教育や防災安全教育の推進を図るとあります。その中の具体的事業の関連で、通学路安全対策連絡協議会の開催があります。

カッコ4、通学路安全対策連絡協議会の役割と、協議会で出された課題や現状をどのようにして対応しているか問います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、濱村議員の通学路安全対策連絡協議会のご質問についてお答えを致します。

当協議会の役割は、各関係機関が連携して、継続的に通学路の安全確保に取り組むことを目的に設置をしています。

当協議会の具体的な進行と致しましては、7月から8月にかけて夏休み期間中に、各学校におきまして保護者、地域、関係機関の皆さんと合同で通学路安全点検を実施します。そして、その点検結果を9月末までに報告書として教育委員会へ提出をしてもらいます。教育委員会は各学校からの報告書を編集致しまして、10月に国道、県道、町道の道路管理者と、中村警察署および黒潮町の防犯担当課にご出席をお願い致しまして、通学路安全対策連絡会を開催をしております。その席上で各学校からの報告書を基に課題を協議し、場合によっては現場確認を実施をしております。

それぞれの道路管理者と警察署および防犯担当課は、各機関に報告書を持ち帰りましてすぐに対応できるものと、次年度に予算確保が必要なもの、または対応が困難なものなど、対応策を協議します。その協議の結果を翌年の1月末までに教育委員会へ回答をしていただきます。

教育委員会はその回答結果を編集致しまして、学校ごとに点検結果と対策内容を2月または3月の定例校長会に提出を致しまして、関係機関の皆さまに認識を共有するために各学校の運営協議会などで報告をし、公表するように指示を致しております。

対応の具体例と致しましては、これまで町道におきましては、道路の改良や落石防護柵などの設置を行っております。また県道、国道におきましては、横断歩道の明確化や、あと予告表示などの設定、そして信号機の信号のサイクル変更などを行っております。あと防犯に関しましては、子ども見守りカメラを設置を増やしたりですね、あと見守りパトロールの強化などを行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

先ほど説明を受けた連絡協議会の中での役割のところの各関係機関というのは、この場面においてはどのような関係機関が関係しているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問の方をお答え致します。

その関係機関の出席者についてでございますけれども、国土交通省の中村河川国道事務所、そして高知県幡多土木事務所、それから高知県の高知県警中村警察署、それから黒潮町の方ではまちづくり課、建設課、それから情報防災課、地域住民課、それから学校長の方から入野小学校、南郷小学校、大方中学校、佐賀小学校、佐賀中学校の、このメンバーで運営協議会を開催しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

町のホームページで確認をしましたところ、平成 29 年度には 13 件の対策、回答の一覧なのでしょうか、がアップされていて、平成 30 年度は 15 件、令和元年度には 47 件の要望事項、その回答が出ています。そこがぐっと増えたところの理由はちょっと分からないんですけど。

また、令和 2 年度についてはまだ詳細が発表されておられませんので、どのようなことになっているかは分かりませんが、その中に挙がってくる要望というのは、この 7 月から 8 月に各学校、保護者が出してきたという内容であると思うんですけども、令和元年に要望された案件 47 件については何件改善できていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

令和元年におきましては、交通安全関係の部分で 29 件要望が挙がっております。それで、改善されたのは 4 件でございます。

あと、それから防犯につきましては 18 件の要望が挙がっております。そのうち改善されたのがですね、7 件という形でございます。合わせて 11 件でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

47 件中 11 件は改善がされているということですが、その平成 29 年、またそれ以前の資料はないんですけども、それ以前からずうっとずうっと毎年出てきているような課題もありますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、なかなか予算確保が難しかったり、改善が難しいという件数も何例かあります。ちなみに、令和元年からの令和 2 年への継続となった分がですね、交通関係で 17 件、それから防犯関係で 15 件、合わせて 32 件がですね、やはり継続という形の部分で取り組みを進めております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

そのように回答をしていただければ、どの部分が改善できたのかとか継続なのかというところが分かるので、回答書をホームページに載せるときにはもう正直に書いていただいていた方がいいと思うんですね。そしたら、いや、これおとしからもうずっと挙がっている項目なのに改善されてないね、とかというのが私たちにも分かると思うんですね。

この今までの回答を見ていたら、改善されたのか、検討しますのか、全然分からないんですね。要望として挙がっただけなのか。なので、やはりせつかく対策連絡協議会という会議があるならば、やっぱ一つ一つ課題解決に向けて取り組む必要があると思うんですね。予算がないからできないで終わってしまったらそれで終わってしまいますけど、予算がないならじゃあどうしよう、地域にお願いすることはできないかとか、何らか解決方法があると思うんですね。通常47件要望があつて11件しか聞けませんって、子どもをこれだけ大事にしようっていうのに、通学路、無防備な子どもたちを守るための要望事項がさほど重要に思われてないんじゃないかというふうに、今の数字を聞いて思いました。

なので、これは教育委員会の問題だけではなくて、やはりまちづくりであるとか、建設課であるとか、防災であるとか、福祉係であるとか、諸々の課がやはり協力して、この内容を知ってきちんとできることがないかっていうことで、子どもたちを全力で守るという姿勢を取ってもらいたいと思うんですけども。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

おっしゃるとおりだと思います。やりっ放しというような形ではいけないと思うので、ホームページにございますか、その一覧表につきましてもう少し、どういう形でなるとするのか、継続なのか新規なのかとか、そういう部分につきまして明らかにできるような様式に変えたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

繰り返し言うようになりますけども、協議会があるならば課題や要望を共有するだけでなく、やはり改善できる具体的な方法を、役割分担、役場ができること、しなければならぬこと、地域ができること、保護者ができること、そこを協議することで課題の早期解決につながっていくと思います。そのことが子どもの命を地域総がかりで守るといふことの意味であると思います。

このような質問をするきっかけになったのは、ある通学路を一人の保護者が何百メートルも草刈りをしていて姿を見たからです。で、いや、これは一個人の保護者が担うべき役割なんだろうかと思って、やっぱり教育委員会にも相談したことがありましたが、そのとき私は納得する返事をいただけませんでした。やはり通学路は国交省の方がたまたま来ても、地域の複雑な通学路について全て把握しているわけではないと思います。地域の大人が、いや、この道怖いよ思ったときに、初めてそこに温かなまなざしがあつて、気付きがあつて、子どもたちの安全が守られるというふうに、私は町民会議2回ともテレビや現場で聴講させてもらつたので、すぐに通学路なんかもやっぱり気を付けるべきじゃないかというふうに思ったことでした。

それで、その通学路をなぜ保護者が刈っていたかという、自分の子どもが通っているからこれぐらい大丈夫よという感じで軽く刈ってはいましたが、そこは歩道のない、カーブの連続した下り坂の通学路でした。

なので、草が茂っていたら路側帯を越えて道にはみ出して、子どもが通学しなければならない所でした。そこを、あ、これ大人が気掛てやはり、そこは町道です。町道なので、やっぱりそこがきちんと整備をしていれば子どもたちが危険な目に、カーブのこう大カーブで車とぶつかることがないのにな、というふうに思いました。保護者がやったらいいという考えもあるかもしれませんが、やはり専門ではないので刈った後の草の始末だとか、もうほんの狭い所だったら処理はどうにでもなりますけど、往復何百メートルもあるような所の草を刈ったら、その後の処理がやはり困ります。そこに放置されても困るでしょうし。なので、そういうところはやっぱり町の力も借りながら整備していただけたらというふうに思いました。

で、いろいろ調べているうちに、この通学路の安全対策連絡協議会というのがあることが分かりました。国や県に予算要望して改善しなければならないところもあると思うんですけども、町の今やっている事業の中で子どもの安全が図れるということもあるということを理解していただきたく、ちょっと長々と話しましたが。やはりそのときも、防犯対策で巡回しているスクールガードリーダーさんなんかも、ああこの通学路、ちょっと草がはみ出て子どもが行き来するときにカヤで手を切るんじゃないかとか、目にチクチク入るんじゃないかとか、そういうところも気掛けながら、温かい目で維持管理につなげていただくというふうにしてもらえたら、一人でも多くの大人の目が子どもを守ることになると思います。

なので、私はその子どもの安全は大人のまなざしの先にあるっていう、とても素敵な考え方であるとずっと心に残っています。その言葉を忘れないために、やはり実践できること一つ一つ考えていきたいと思っていますが、教育長はそのことをどのようにお考えになりますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

地域の方がそういうふう気付いたところを子どもたちのためと思って積極的に草刈り等をしていただくことについては、ほんとにありがたいなあと思います。

で、ちょっと少し整理をさせていただきたいのは、通学路、一般的に子どもたちが通学をしている道はありますけれども、教育委員会が管理をしている通学路というのはございませんので。道路には必ず道路管理者、国道であれば国、県道であれば県、それぞれの道路管理者がいらっしゃいまして、それぞれの施設についてはその道路管理者の責任で対応していただくというのが基本であります。まず、そのことだけは誤解のないように。子どもたちが通っている道だから教育委員会が対応を全てすべき、ということにはなっていないと。

ただし、我々としてできることは、やはり危険な所については積極的に関係者で認知をして、そして、今言いました道路管理者、施設管理者に積極的にその改善を求めていくと。これが、私たち教育委員会のスタンスではないかなあというふうに思っております。

その上で、やはり保護者の皆さんにも地域の皆さんにも、議員がおっしゃいましたように地域全体で子どもを育てていただくという、そういう温かい視点で、もし余力があれば、気が付いたときに鎌一本でいいですから、見にくい所については少し刈っていただく、枝を刈り下ろしていただくというようなことも、構わなければご協力をいただけたらなと思いますし、最悪の事故が起きないように我々も関係者と協議しながら常にそこらへんは点検をして、子どもの命をしっかりと守っていくということを取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

私も教育委員会の方に草刈りをしてくださいというわけではなく、必要な所につないでくださいという思いで伝えたつもりでした。伝え方が悪かったかと思いますが、やはりそれぞれの担当、役割があると思います。

特に町道については、県に相談することも国に相談することもなく、迅速に対応できる一番の近道だと思っています。町の対応というのが、そこが断たれてしまったら町民はどこに安全を求めていったらいいのかというふうに思ってしまうので、自分の担当部署、直接の部署じゃないからではなくて、やっぱり横のつながりを持ってつなぐ、伝えるってことのやり取りは日々いろんなことを想像して、想定してやっていくべきじゃないかというふうに思っています。

続きまして5つ目の質問に移ります。

カッコ5、教育委員会として、町内の保育園、学校では教職員と家庭、保護者や児童、園児、生徒の間でより良い信頼関係が確立している、というふうにお考えでしょうか。その判断材料となるものはあるか。

問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは濱村議員の、教職員と学校との間の信頼関係についてのご質問についてお答えを致します。

保育所、学校に関する信頼関係の定義には、子どもを取り巻くもの、教職員を取り巻くもの、保護者を取り巻くものとありますけれども、ご質問は教職員を取り巻く信頼のうち、教職員と保護者との信頼関係に関するご質問だと思いますので、その点について答弁をさせていただきたいと思います。

保育所、学校は、子どもたちの安全を確保し健全に育成する、適正な教育を施す場であるわけですが、その前提として、保育所、学校と家庭が信頼関係で結ばれていること。これは保育所運営、学校運営にとって最も重要であることは異論を挟む余地のないことだと思います。この信頼関係の脆弱（ぜいじゃく）化は、保育所、学校組織の心理的、時間的コストの増幅と秩序機能の低下を招き、職務環境や保育、教育活動の質に対して重大な影響を及ぼします。そのため保育所、学校は、家庭、保護者との信頼関係の構築維持のためにさまざまな努力を日々積み重ねていると認識をしております。

学校を信頼する保護者の特徴というものがございます。学校、学級活動に参加をし、子どもの様子を見ている保護者、教員と対話ができている保護者、そのような対話や参加から得た情報や学校、学級通信等から得た情報から学校の有用性、落ち着いた環境で学習ができているかとか、教員の指導力が高い、あるいは学校改善が着実に進んでいるなどについて理解をしている保護者、わが子が学校に適応している保護者、保護者のネットワーク、学校行事だとかPTA活動に参加をしている保護者。このように見えますと、信頼関係を構築するプロセスの入口は互いのことを知るということ。保育所、学校は情報を適切に包み隠さず保護者に提示することだと思います。そのため、保育所、学校では、連絡帳で児童の様子や家庭との様子をやりとりする。日常的に学校、学級、保健室便りなどを家庭に配布をする。保護者会、PTA総会、参観日、学級懇談会、学校運営協議会などの場で、学校経営方針や目標、ビジョン、それぞれの担任の指導への考え方などを保護者に伝える。そのようなことで、情報を共有することを徹底をしております。

また、気になることや問題が起きた際には、時間を置かず保護者に連絡。管理職もその情報把握をして対応すること。問題だけではなくて、肯定的な評価についても保護者に報告をすることとしております。

このような取り組みの結果、信頼関係が構築されているかどうかの判断基準につきましては、園評価あるいは学校評価アンケートの結果数値で一定判断をしております。この学校評価アンケートでは、例えば、本校の学習指導の方針や実際の指導に満足していますか、授業が分かりやすく工夫されていると思いますか、学校は

子どもの悩みや困ったことを理解していますか、学校はいじめの早期発見に努めていますか、お子さんは学校生活に満足していますか、学校は家庭への連絡や情報提供を積極的に実施していますか、学校は子どもたちや地域住民の意見を積極的に聞き、その声を学校運営に反映をしていますか、など多岐にわたっております。これらの評価指標はそれぞれの項目について肯定的評価を集計しますが、どの項目も80パーセント台から100パーセントに位置をしております、全体の平均肯定的評価は90パーセント近くになっております。

このようなアンケート形式による統計的調査のほかに、学校通信や学級通信に設けられた返信欄や行事後の感想、学級懇談会などで直接保護者からご意見をお伺いする機会も設けております。

しかし、このような手だてを講じましても信頼関係が思うように築けない、崩れるという場合もあります。どのような場合においても非を家庭の問題とせず、保育所として、学校として、信頼関係を築く努力を続けること。これが重要だと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

学校と信頼関係が築けるっていうその前提となるものは、とても優秀な親御さんというふうには、私は今感じ取りました。自分が子育てをしているときにはほんとに忙しくて、通信自体もやはり読む時間がなくて、もう受け取ったまんま積み上がっていったとか、あと連絡帳にも返事も書かず、先生は一生懸命書いてくれるのに一行でありがとうございましたって済ますというようなことがあり、とても学校と信頼関係を築けるような理想的な親ではなかったなというふうには、今、反省をしました。

なかなかそういう保護者もこの多忙な中、コロナ渦の中で就労状況も厳しくなって、なかなか余裕がなくなっているかもしれません。反対に、逆にこのコロナ渦だから家で時間が多くなって、子どもとのことに目を届けることができる親が増えたという、反対こともあるかもしれません。けれども、やはり学校と親ってというのは、直接子どもがやっぱり学校を楽しいと思うか、保育園を楽しいと思うかっていうことにつながっていくと思います。

先ほど学校評価のアンケートで90パーセント肯定というふうには捉えられていましたけども、その学校評価のアンケートというのはどこに提出をすることになっておりますでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

各学校、所属の学校です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

教育委員会の方で、そのアンケート結果のみ集計を見るという感じになっているかと思うんですけど。

私は、小規模学校の場合は否定的なことを書けばばれてしまう。日々の発言や行動から、あ、うちだって分かると思うと、やはり重要なことこそほんとのことが書けなかったりということがあります。なので、その学校の粗探しをするわけではないですけどほんとに困っていること、担任の先生と子どもが信頼関係築けなくてちょっとつまづいているとかいうときとか、いろいろあると思うんですね。校長先生との対話ができないとか、そういうこともあるかもしれません。そういうときに、直接学校に提出するアンケートっていうところに少しほんとの気持ちが書けるのかなというふうに思ったことがあります。

教育委員会に直接、学校評価を届けるような方法はこれまでにしてなかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

学校評価につきましては、その学校の評価でありますので、つまり、教育委員会にもらっても最終的には学校に届けなくてははいけません。なので、学校で受け取ることが一番効果的な集計方法だと思います。

ですから、教育委員会に直接届けてもらうという学校評価アンケートについては実施の事例はありません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

アンケートについては多分うちの町だけのことでなくて、全国的な対応で学校評価アンケートを取ることになっていると思います。私もずうっと何年も書いてきましたので中身については理解をしているつもりですが、やはり本当のことは書きづらかったというようなこともありました。一生懸命、子どものことをお世話してくれている、不満がないこともたくさんあったんですけど、時々疑問に思うことがあってもなかなかそのことは書きづらかったという経験があります。

それで、やはりどこか学校を介さずに保護者の意見とか本音が聞ければというのは、現在どこかにありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

システムとして、定期的にそういう受け付ける仕組みはございません。個別に受けることはございますけれど、仕組みとしてはございません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

今コロナ渦なので、集団で集まるという会議等はないかもしれませんが、PTA の保護者会の連合会だとかそういう所で、何かそういう学校に対するこう思いの共有とかそういう場があれば、もっと学校を離れた所で、その学校自体がどうこうじゃなくて、今の教育の在り方ってどうながやろうって思う方がいたら、ひよっとしたらそういう話も聞けるかもしれないですし、全員が全員満足ということは教育においても福祉においてもないとは思いますが、やはりそういう聞く耳を持つ場っていうのがやはり時には必要かなというふうに感じています。やはり、こう先生からの一言が伝わったとか、そのようなこともありますし、保護者も、例えば熱が出て、熱が出ましたって言ったらすぐに PCR 検査を受けてとかそういうふうに言われたら、そんなにどこにも行かずに自粛しているのに何でそんなことをすぐに言われるんだろうとかいうことをぼろっと保護者から聞いたこともあります。なので、保護者も言えずにつらい思いをしているということもあり、それをその学校のアンケートに直接向けて言えないっていう弱さもありますので、そこらへんを学校側がどれだけ汲み取ってくれるか。日々、全体の学校がそうというわけではないんですけど、やはり保護者と信頼関係がきちんと結べていないんじゃないかと思うような場面に出くわすこともあります。地域で子ども食堂なんかをや

っていますと、子どもも本音をぼろぼろっと言ってくれるときもあります。なので、そういうときにやはりこういう姿を、学校関係者がいないから言えることかもしれないですけど、逆に子どもたちの生き生き伸び伸びする姿を、ぜひ見に来ていただきたいなあと思うようなこともありました。けど、そういうこともいくら訴えてもなかなか足を運んでもらえない。職員会がありますから、ということがあったりします。けれども、そういう場面にやはり子どもの姿とかをしっかりと見に来てくれるのが大方高校の先生方です。なので、やはり子どもと向き合うというところで余裕のあるなし、さっき教育長も言われましたけど余裕がなくなっているというのも一つの原因かもしれませんが、やはり子どもに向き合う気持ちには余裕を持っていきたいなというふうに、いっていただきたいなというふうに思っています。

これから国は、今日の新聞にもありましたけど、7月に子ども庁創設に向けての準備室ができるというふうに書いてありました。国の一本化があるならば、それに合わせて本町でも早い段階から各課連携の下に、教育、子育て支援について取り組んでいただきたいと思っています。

AEDの設置一つにとっても、やはり担当が違えば対応が違うということがあるかもしれません。子どものことについても、やはり敷地内は教育委員会の管轄だけど、それ以外には別の課が担当しているということもあるかもしれませんけど、一人の住民に対してはやはりいろんな課がかかわってやっぱり一つの生活を守っているところが本当のところだと思いますので、今回は子どもの安全について質問をさせていただきました。

子どもは弱者です。大人と違って弱者です。子どもに優しい町は全世代、高齢者にまでも優しい町につながると思います。子どもたちがきらきら輝く町の未来はとても明るいと思います。いったん外に出ても、この町に帰ってきてまた暮らしたいと思えるまちづくりを行えば、6,800人の人口が維持できると思っています。

以上で、私からの質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 15時 57分